一　製織強度ナナレ信用上ノ信用ヲ毀損スベカラサルコト

一　注文主ニシテ部ノ制定セル工賃價格標準ニ應スルノ意志ナキガタメニ他ノ部員ト取引ヲ開始セント欲スル者ノ注文ニ應ズベカラザルコト

一　構實誠敬其他不正ノ所為ヲ以テ他ノ注文主ノ注文ヲ奪フベカラズ

一　部員ハ常ニ意思ノ疎通ヲ圖リ注文主ニ對シテハ誠實懇篤ナ旨トスベシ

相出人部員ハ注文主ニ對シ取引上必要ナリト認ムルトキハ相出人者間ニ於テ適當ナル規約又ハ契約証作製スルモ妨ケナシ

但シ規約又ハ契約証作製ノ上ハ部長ノ認印ヲ受クルモノトス

相出人部員ハ現在取引セル注文主ノ住所氏名及取扱品ノ種類ヲ詳記シ部長ニ届出デ得意先台帳ヘ登載ヲ申請スベシ

但シ登録後部長ハ之ヲ保管シ如何ナル理由アルモ利害關係人ノ外ハ閲覧セシムベカラズ

第五條　相出人部員ハ新注文主ト取引ヲ開始セントスル場合ハ必ス部長ヘ届出ラベシ

第六條　部長ハ第四條第五條ノ申請ヲ受ケタルトキハ直ニ登録ヲナスト同時ニ他ノ相出人者アルトキハ當事者間ヘ通知ノ注文主ニ對スル取引方法ヲ一定セシムベシ

第七條　相出人部員ニシテ從前取引セル注文主ト取引關係ヲ絶チタルトキハ其旨部長ニ届出デ登録ヲ抹消スベシ

第八條　部長ハ第七條ノ届出ニシテ注文主ガ部ノ制定セル工賃價格標準ニ應セザルカ又ハ工賃不拂及不當ノ歩引無引ヲナスタメニ生セシモノタルノ事實ナルトキハ組合組長ヘ處分ノ申請ヲナスベシ

第九條　部員ハ相出人間又ハ注文主ニ對シ營業取引ノ關係ヨリ紛議ヲ生シタルトキハ部長ヘ仲裁判斷ノ申請ヲ受ケタルトキハ部會ニ諮リ之ヲ協議決定スベシ

第十條　部員ハ部長ヨリ仲裁判斷ノ申請ヲ受ケタルトキハ部長ニ對シ仲裁判斷ノ申請スルヲ得ザルモノトス

第十二條　本規程ノ違約處分ハ組合定款ヲ準用スベキモノヽ外ハ部會ニ於テ之ヲ決定シ處分ノ手續ヲナスベシ

第十三條　本規程ハ九月一日ヨリ實行スルモノトス

明治四十三年八月

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

●枚上書部違約者處分　枚上篇部に於ては諸規約を厳行し大に一部の統格を圖り今日迄他部に模範視せられたるものなるが近頃日時の經もるに從ひ等閑に流れ知らず識らず犯則するの傾きあるを以て部當局者は大に之れを惠ひ部員に向け厳篤するの所りしが今度注意を與へるも尚ほ悛めざる左の三名に對し違約處分をなす事に決し之れが實行をなせり即ち

工賃實行規定違反處分決定書

京都染物仝業組合枚上書部代表者

申請人　部長　井澤英之助

下京區高辻通西洞院西入

被申請人　山内仙之助

下京區四條新町西入下ル

被申請人　勝　登次郎

下京區小川通三條下ル

被申請人　中西竹次郎

一　被申請人山内仙之助（違約金貳圓）勝登次郎（同上五圓）中西竹次郎（同上拾圓）ニ處スル理由

被申請人ハ京都染物同業組合ノ組合員タルヲ以テ組合定款及部ノ規約并ニ決議事項ヲ遵守スヘキ義務アルモノナリ然ルニ被申請人ハ明治四十年十月九日部總會ノ決議ニ基キ制定シタル工賃實行規程ニ違反シ同業者ノ得意先ヨリ正當ノ手續ヲ經ス注文品ノ取引ヲ開始セリ其事實ハ被申請人カ明治四十三年二月二十一日部ヘ提出セル答辯書ニ據テ明カナル事實トス依テ情狀ノ酌量スヘキモノハ酌量シ主文ノ如ク決定セリ

其他詳細に亦る事來を成り處分を留保せしもの五名あり

●染織講習會　來る九月六日より五日間染織學校に於て市内染織業者のために特に講習會を開き斯業上に資する點あらんとて毎年後七時より開催する筈なり尤も當業者に限りたる篤志會員へ實費の如きは更らに要せず左の項目に就き懇切に講話せらるゝ筈なり

一　工場用水ノ性質

二　染料ノ性質方法

三　染品

四　日光ニ强キ友禅染

五　仕上剤

右は堀田教授御保教授室田教授の三氏受持ち講話せらるゝ筈也へ志願者は當組合或は直接學校へ申込まるゝもよし

●試驗記事（色及配色法）あるも記事の都合により本紙上に掲載するよ能はず次號を以て報告す

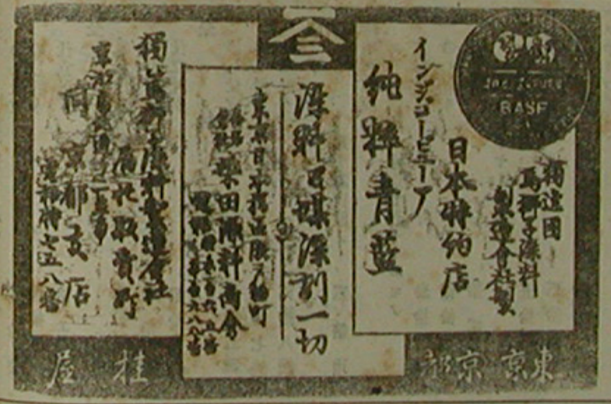

染色見本帖
標本帖は好く織物を調製
製本堅牢にして意匠斬新
價格低廉にて特色
五號活字二十二字詰　一行　貳拾五錢
特別廣告料　一行　四拾錢
廣告料ハ前金可申受候事
本紙代ハ前金可申受候
枚　金壹錢五厘

發行兼印刷人　藤木新右衛門
編輯人　高谷復次郎
京都市上京區釜座通竹屋町南入
發行所　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

公示第二十三號

左記ノモノ染色業組合名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

明治四十三年九月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

友仙部員園野安吉　徒弟　森下宗次郎
形彫部員谷内嘉之助　仝　小川辰蔵
友仙部員園野安吉　仝　田邊藤太郎
仝　北村重泰　仝　黒田健次郎
洗色援部員渡邊米吉　仝　大島幸一
友仙部員小林榮次郎　仝　大西宗平
仝　北村由吉　仝　日比貞三
仝　吉浜熊吉　仝　日比貞吉
仝　新庄博　仝　淺野新一
洗色援部員前田宗太郎　仝　黒田五十一
張物部員三上正也郎　仝　中村信市
糸經色染部員野貫治郎　仝　小森熊吉
形彫部員山岸[illegible]郎　仝　田中治郎吉
小枝染部員[illegible]　仝　玉越清
糸經色染部員山本重之助　職工　天野傳太郎
友仙部員小林榮次郎　仝　木村宗太郎
仝　阿原徳松　仝　早川富次郎

公示第二十四號

左記ノモノ腐敗組合ヲ脱ス又ハ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

糸經色染部員棚橋文作　徒弟　藤井金蔵
上藍部員佐々木嘉助　仝　酒井宗次郎
仝　榊原竹次郎
仝　森勘市
艶打部員中西清兵衛　仝　谷與三吉
糸經色染部員藤野貫治郎　仝　小森磯吉
友仙部員桜木重次郎　仝　早川富次郎
仝　五十嵐忠治郎　仝　木野彌一郎

公示第二十五號

左記ノモノ脱今組合員ニ於テ雇使スルコトヲ停止ス

明治四十三年九月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

友仙部員吉川安治郎　徒弟　小高三次郎
洗色援部員田中富之助　仝　竹内彌太郎
艶打部員杉本喜太郎　仝　岸桂助
仝　長尾寿吉　仝　柳田麟作
仝　三上留治郎　仝　岸虎蔵
仝　南越松　仝　原田與三吉
仝　原田與三吉　職工　山中豊次郎

雑報

●欧其意見　義きに當組合が各關係ある大家を招待し其意見を求めたるに京都義務職業學校長は特に左の意見書を寄せられ當業者の參考に資せられたり

京都染色業衰退の原因を大別スルトキハ凡ソ左ノ如クナルヘシ

第一　全國各地ニ於ケル染色業ノ發達セルニヨリ授受運搬ノ不便ニシテ工賃ノ高キ京都ニ送リ染色セシムルノ必要ヲ減セシコト

第二　一般ニ紋附其他無地物ノ需用ヲ減シ地方ノ染色依頼ヲ減シタルコト

第三　全國各地ニ於ケル染色業ノ發達セシ割合ニ京都ニ於ケル染色業ノ改良發達セザルコト

第四　京都染色業者ノ染色上及物品取扱上ニ關スル注意ヲ缺キ信用ヲ失スルニ至リシ者アルコト

右第一第二ノ原因ヨリ京都染色業ノ衰退スルコトアリトセバ斯ハ救濟スルノ途少カルヘシト雖モ第三第四ノ原因ニ對シテハ救濟ノ途ナキニアラザルベシ左ニ事項ヲ列記シテ參考ニ供ス

第一　京都ニ於ケル染色業ノ改良發達ヲシテ一層敏速完全ナラシムルコト

一　京都ニ於ケル工藝學校染織學校等ニ嘱託シ鑑定試驗等ノ便宜ヲ得ルノ途ヲ開クコト

二　時々染色ニ關スル學藝經驗ヲ有スル識者ヲ聘シ講習ヲ受クルコト

三　前一二ノミニテハ尚不十分ナルベキヲ以テ組合事業トシテ染色試驗場ヲ設ケ各自研究ノ機關トスルコト現在ノ試驗場ヲ一層擴張スルモ可ナリ

四　染色業者ハ時々會同シ意思ノ疎通ヲ圖リ改良上ノ智識ヲ交換スルコト

五　時々染色ニ關係アル織物業者墨染業者等ト會同シ其ノ意見ヲ聽キ改良上ノ參考ニ供スルコト

六　職工又ハ徒弟ノ技能品行勤務振等ニ依リ賞罰ノ制ヲ設ケ奬勵ノ方法ヲ講スルコト

七　時々染色上ノ品評會講演會ヲ開催スルコト

八　時々役員ヲ派シ地方染色業ノ狀況ヲ視察セシメ之ヲ組合ニ報告セシメ進ンデ海外視察ヲ行ハシムルコト

第二　染色上及物品取扱上ニ關スル信用ヲ保持スルコト

一　染色ノ期限ヲ違フベカラザルコト即チ（紺屋）ノ明後日ナル雖ヲシテ容想タルニ至ラシムルコト特ニ地方顧客ニ對シ成功期日上ノ安心ヲ與フルコト

二　染色ヲシテ注文ニ違ハレシメザルヲ期スルコト即チ利益ヲ多カラシム爲ノ注文ニ對シテ比較的下等ノ染料ヲ用ヒ手數ヲ省キ又ハ類似ノ色相ヲ以テ間ニ合セ賣クガ如キ弊害ヲ絶無ナラシムルコト

三　染色賃ヲ相當ノ範圍ニ一定シ不當ノ利益ヲ貪リ以テ顧客ヲ害シ又ハ不當ニ染賃ヲ低減シ以テ同業ヲ害スルガ如キコトナカラシムルコト

四　墨染業者其他ノ染色取次業者ト染色業者トノ利益歩合ヲ一定シ以テ顧客ヲシテ不利益ヲ蒙ラシメザルヲ期スルコト

五　特々染色賃及染色依頼ノ手續ヲ廣示シ公衆特ニ地方顧客ヲシテ周知セシムルコト

六　染色物ノ取扱方ヲ一層鄭重確實ナラシメ汚染毀損取換紛失等ノ弊害ヲ絶無ナラシムルコト

七　染色業者ト墨染業者等其他ノ染色取次業者及顧客トノ間ニ於テハ染色物ノ授受ヲシテ一層確實敏速ナラシムル方法ヲ設クルコト

八　染色業ノ盛衰ハ織物業ノ盛衰及織物ニ織物業者ト同心協力シ以テ相共ニ改良進歩ヲ期スルコト

以上各項ヲ實行スルニ付テハ染色業者ハ各々自己ノ利益ノ一ヲ目的トセズ所謂慣レ信慣レ義忠實業ニ堅ク京都染色業全体ノ利益即チ共同的利益ヲ圖ルヲ以テ其ノ目的トシ京都染色業組合ヲシテ一層發固ナラシメ相當ノ人物ヲ撰シテ組合長ト爲シ十分活動ノ餘地ヲ與ヘ同業者タルト墨染業者同業者以外ノ者タルトヲ問ハズ苟モ其同的利益ヲ圖ル目的ニ副ハザル行爲ヲ爲ス者アルトキハ相當ノ方法ヲ設ケテ之ヲ排除シ以テ世ノ信用ヲ保持スルヲ努メンコトヲ要ス

京都染色業振興發大會參考書

© Kyozomekai

一 京都ノ染色業

京都染色ノ種類ハ甚タ複雑ニシテ其ノ範囲頗大ナリ今之ヲ大別スレハ左ノ如シ

甲 絞染業

一友禅染業

(イ)絞染友禅

(ロ)摺染

(ハ)下地彩色模様染

(ニ)小紋類

二更紗染業

(イ)上代更紗

(ロ)其ノ他ノ更紗

三其ノ他

(イ)機械捺染

(ロ)中形手拭

(ハ)風呂敷其他

(ニ)引染

乙 浸染業

一布染

(イ)無地染（紅染赤染茶染裏地染）

(ロ)無地絞付染（黒染色染）

(ハ)採色染

(ニ)ブロタク染

二糸染

(イ)絹糸染（黒染色染重染増摺染）

(ロ)綿糸染（黒染色染紺染）

丙 補助業

一晒白精練

(イ)練物（布練糸練）

(ロ)晒白（総布晒糸晒晒粉羽二重晒）

二其ノ他ノモノ

(イ)灰汁漬

(ロ)湯熨斗

(ハ)枝上絞

(ニ)絶張

(ホ)絞機機械類

(ヘ)製物

(ト)型彫

(チ)浸落

(リ)機械整理

(ヌ)起毛

二 地方ニナル京都染ノ有様タルベキ

染業

凡ッ左ノ如シ

富山縣高岡市　絞モスリン友禅

大阪市　手拭、絞紅染

絞裏地、中形染

モスリン友禅

和歌山縣　絞チル捺染

鹿島　絞、更紗捺染

名古屋市　中形染、有松、鳴海絞、

東京　モスリン友禅中、形手拭

更紗、風呂敷染、絞モス

友禅、モスリン浸染、絞

裏地、絹紅染其他（大打

撃者タルベキモノ）

横浜　羽二重浸染

富山　絹紅染（大打撃者タルベキモノ）

花色裏地染

枚岡　枚岡子浸染捺染

桐生　桐生織物友禅

足利　足利織物友禅

同　絞織織物ノ捺染

越後三條　捺染絣

東京　絞染糸毛染糸

大阪　羽織裏地染

以上ノ中直接打撃ヲナスモノハ東京、高崎、ノ紅染裏地染東京大阪ノ中形染、桐生ノ枚岡子浸染東京大阪ノモスリン友禅手拭染高岡東京ノ絞モス友禅東京ノ更紗和歌山ノチル捺染東京ノモスリン絹紅横浜ノ羽二重染等ニシテ又

金澤　絹物友禅紅付

東京　同

高崎　同

ノ発達モ大ナル打撃トナス

其他ハ間接ノ打撃ヲナスモノナレトモ亦等閑ニ附スベカラザルモノトス

三 京都染業家自ラ不振ノ因ヲ作リシコトナキヤ

京都染業ニ属スルモノハ後進地方ニ比シテ未タ技術ノ劣ルモノアルヲ見ズト雖モ糸染ニ付テハ十分注意セザルベカラザル

行ハ大部分連暴脆性等ノ色染後外観美ナルモノカ減ハ染色ニ容易ナル直接染料ニシテ媒染染料ハタト染料（藍ヲ除ク）等堅實ナルモノ、用ヒラルモノ少ク価ニ九重染常盤染ニ媒染料ヲ用ヒ御召縮裏地等ニ正藍ヲ用フルニ過ギズ

猶ニ織物ノ意匠ニ於ケル信用ト尊慣トハ色ノ堅牢度ニ於テ大部分失墜シッヽアルノ狀態ニシテ遂ニ今日ノ不振ヲ招クルモノニアラズヤ如之職工機業家ハ素ヨリ染業者共レ自身ニ至ル迄染料染品ノ性質等ヲ知ラザル者多ク又知ラントスル者少ク同ロク鹽基酸性等ノ染料ナルモ堅牢不堅牢ノ別アルモ之ヲ識別セズシテ使用スルヲ以テ之ガ研究ニ怠ラザル他地方ニ比シテ優ル能ハザルハ亦止ムヲ得ザル所ナルベキカ

四 組合ノ事業

桐生、伊勢崎、足利、東京、高崎、八王子尾州地方等ノ今日ノ盛大ハ供手シテ致セルニアラズ敢等ハ失墜地ハ勿論後進地ハ嘱モ例ラズ進ノハ清、甲、蔵米等ニ至ル迄視察員ヲ派遣シテ其ノ發達ノ因由及氣運ヲ調査セルコト一再ナラズ且又組合ニ常設ノ試驗場ヲ設置シ或ハ知名ノ技術者ヲ聘シテ講習ヲ受クル等學術ノ實地ニ應用スルコトニ於テ人後ニ落チザランコトヲ之レ務ムル實況ナルニ拘ハラズ京都染物同業組合ニ於テハ試驗場ノ設ヲ〆潮ク近時行ハレタルニ過ギザルノミナラズ只見本ヲクリテ時々展覧品評スル等ニ止マルヲ以テ其ノ効果未タ十分ナラズ

外國商館ノ染料染色試驗場

京都ニハ祇園等ノ外國商館ノ出張所アリ加フルニ染色試驗場ノ設アルモノ五ニ及ベリ當業者中其ノ指導ヲ受クル者多シト雖モ敢等ハ元ト自家ノ利益ヨリ折算シテ當業者ト接スルヲ以テ當業者ハ所期ノ目的ヲ達スルコト甚難シトス

●工賃不拂處分申請　建物部員河合太吉より下京區六角通室町東入大橋吉兵衛に係る織物工賃拾參圓七拾五錢を請求するも仕拂ひをさるに依り組合部員の調査となすべく申請して間もなく

五

何合は元々大橋なるものゝ故爲來の取引先にあらざるも昨年六月頃始めて取引したるものにて借用の程度も知らざるのなり為るに同年八月前後に於て紋羽二重二十疋の注文を受けたるを以て練上げの上手渡したるに同店は更に之を染上げしめたるに無生じたり之れ全く練の不注工程に據るものなれば全部の損害と賠償すべく要談せられわれるも、やも穴勝ち練物の欠点のみに歸するまでもなく、へたるを以て多少の譲渡せられたる旨申入みたるも應せられず遂に日時を經過し來りたること、なる六月突然帰京士三繪倫吉の手を經て賠償をさるべき所為提出する旨通告ありたるを以て同氏を訪問し事情を問合せたるに大橋吉兵衛は二百圓の損害金を請求し居れり故に之れ解決をなすべく申聞けたるを以て更らに仲人を立てゝ之れを示談したる結果損害金二百圓の内練上の欠点と認ひべき分に對し六拾圓を立出しこれを解決したり依て別問題たる工賃は當然其物を受べきものとして請求せしも工賃は若干減の内金に加へあるものとして應せざるのみならず本件は總て實業協會に委任しあるものへ當方に於ては事情不明瞭なりとの無決の言葉を左すに飲き支拂ふ誠意なきものと認ひと云ふにあり

●染物改良調査會　二十六日午後六時より商業會議所に於てにかるべき同會は當部の委員を四名增加し同島卯三郎等崎半兵衛金山鳥兵衛棚橋文作に嘱託した答にて目下調査中のものは長地染にしてこれに對する當組合の委員は清水藤三郎河合捨次郎外絶打よりは屋澤拾次郎増岡佐吉佐々木政次郎の諸氏を挙げたり

●湯製斗部同盟　同部の有志者は同業者の意志を表通し絞の上部害を矯正して相互の利益を増進するを目的とし決る日協議會を開き其の規則を制定し以後は大に活動する筈なりと云ふ

©Kyozomekai

試驗記事

アンスラサイト染料絹絲應用試驗成績

本染料は獨逸國レオポルトカセラ染料製造會社の製品にしてベッカ商會の取扱に係る山田染料店京都支店の寄贈に依り試驗をなせり

日光　湯洗　醋酸　曹達　石鹸

	一等	二等	三等	三等
アンスラサイトエルロー「ケイオ」	全	全	全	全
エルロー「ケイシヒ」	全	全	全	全
オレンヂ「ケイアフ」	三	二	二	二
スカーレット「ケイヒ」	三	二	二	二
スカーレット「ケイ三ヒ」	四	三	三	三
ボールド「ケイ」	二	二	二	二
ブリュー「ケイ」	四	四	四	四
ブリュー「ケイ」	二	二	二	二
ブラウン「ケイ」	二	二	二	二
ブラウン「ケイヒ」	三	三	三	三
グリン「ケイ」	二	二	二	二
グリン「ケイヒ」	二	二	二	二
ブラック「ケイエル」	三	二	二	二
ブラック「ケイヒ」	四	二	二	二
ブラック「ケイエヌ」	二	二	二	二
ブラック「ケイビ」	二	二	二	二
ブラック「ケイエス」	三	二	二	二

以上試驗は八月二十日より八月三十一日に至る十一日間用天一日七除き晴天十日間にして褪色せしめたり

媒洗は八十度の熱水にて十分間浸漬して洗ひて試驗せり

酸の試驗は醋酸一パーセント温液に十分間浸漬試驗せり

石鹸の試驗は〇五パーセントの溶液に九十度にて十分間浸漬試驗せり

曹達の試驗は一パーセントの洗曹達溶液九十度にて十分間浸漬試驗せり

同時に左記の染料を同一の法にて試驗して比較せる成績

日光　湯洗　醋酸　曹達　石鹸

アンスラサイトエルロー「ケイ」	二	二	二	二
ブリュー「ケイ」	一	一	一	一
ブラック「ケ」	二	二	二	二
ブリュー「ケ」	三	三	三	三
ブラック「ケ」	二	二	二	二
ブリュー「ケ」	一	一	一	一
ブリュー「ケ」	二	二	二	二

	會社	日光	酸	曹達	熱湯
アリザリンサイアノール「エス、ビ」	加	壹	壹	五	五
仝　ブリ、アントグリン「ヂ」	加	壹	壹	四	二
ラナシルバイオレット「アール」	加	壹	壹	五	五
アルハイルブリユー「ヂエヌ」	加	壹	壹	三	二
ベリウールブリユー「ビ」	加	壹	壹	四	四
仝　「ヂ」	加	壹	壹	二	三
アルハイルブラウン「エス」					
アンスラシンアシットブラウン「アールエイ」	加	壹	三	二	
ナフトールグリン「ビ」	加	壹	四	四	
ダイアミンブラック「ビオ」	加	壹	三	三	
ロヨヌアアリザリーズ「ヂビ」	稻	二	五	五	
仝　「ヂ」	稻	二	五	五	
仝　「六ヂ」	稻	二	五	五	
シトロニーヌ「エイ」	稻	二	三	三	
オランヒュアアリザリーヌ「ニアール」	稻	二	四	四	
ノアルブルレン	長	壹	四	四	
アンスラシンレッド	長	壹	五	五	
クロムフアストエルロー「ニヂ」	長	壹	五	五	
ナフトルエルロー「エム」	長	壹	三	二	
クロムフアストブリユー「ビ」	長	壹	三	二	
仝　グリン	長	壹	四	二	
ベンヒルブリユー「ニヂ」	伯	壹	五	四	
アシラドサイアニン「ヂ」	伯	壹	五	四	
仝　「ビダイ」	伯	壹	五	三	
ルヒュアアリサリーヌ	稻	二	三	二	
カルモリヒヌアアリザリーヌ	稻	二	三	三	
ボールドアアリザリーヌ	稻	二	四	二	
カレユアアリザリーヌ	稻	二	四	二	
インヒュリン「ビイ」	稻	二	三	二	
以下の染料は日光に堅牢ならざるものを挙ぐ					
ソルビンレット「ビビ」	馬	三	壹	四	壹
パテントコットンレット「四ビ」	馬	三	壹	二	壹
インヒュリン「エヌエヌ」	馬	三	壹	壹	壹
チアロンブラウン「アール」	馬	三	壹	三	壹
ウールグリン「エス」	馬	三	壹	四	二
チアロンレッド「ヂ」	馬	三	壹	三	壹
アアフクシン「ビ」	馬	三	壹	五	五
ベンアアストレット「エル」	馬	三	壹	五	壹
インヒンイエンゲイアールエキストラ」	馬	三	壹	五	壹
ベンアアストブリユー「五アール」	馬	三	壹	五	二
アアレットバイオレット「エイビビ」	馬	三	壹	五	壹
ベンヒブラウン「ビ六七〇」	馬	三	壹	四	壹
ナフチラーンブラック「四ビエヌ」	馬	三	壹	五	壹
ベンアアストブラック「六八七」	馬	三	壹	三	壹
ブリ、アントノロスブリユー「ヂ」	馬	三	壹	四	壹
アレットブラウン「ヂ」	馬	三	壹	五	壹
ビイブリヒパテントグリン	馬	三	壹	五	四
ビイブリヒパテントブラック「ダイ」	馬	三	壹	三	壹
アシレットブラック「エルダイ」	馬	三	壹	二	二
ノロムダイブラック「ダイ」及「ヂ」	馬	三	壹	五	壹
ニグロレン「グリスタル」	馬	三	壹	四	壹
ダイアミンレット「四ビ一」	馬	三	壹	四	二
ダイアミンレッド「四ビ」	馬	三	壹	三	壹
アレットアリサリンクレチド	馬	三	壹	五	壹
アレットアリサリンブリユー「ビビ」	馬	三	壹	五	壹
カーボンブラック「ビダイ」	馬	三	壹	四	壹
アルハノールブリユー「ビアール」	馬	三	壹	四	壹
アルハノールブリユー「五アールエス」	加	三	壹	三	壹
アンウールバイオレット「七アール」	加	三	壹	五	壹
アンスラシンアシットブラウン「ビ」	加	三	壹	三	壹
レザブラウン	稻	三	壹	二	壹
ロクセリーヌ	稻	三	壹	二	壹
ブラシアアアリザリーヌ	稻	三	壹	二	壹
ノアルアアアリザリーヌ	稻	三	壹	二	壹
ブルアバール「ビビ」	稻	三	壹	二	壹
インダセンブラック「エヌエス」	稻	三	壹	二	壹
インダセンブラック「ビ」	長	三	二	二	壹
タルブリ、アントスカレット「ニヂ」	伯	三	壹	四	壹
ギチアバイオレット「アール」及「六ビ」	伯	三	壹	二	壹
パラニルブラウン「オ」	伯	三	壹	二	壹

日光に對し堅牢度四等及五等のものは省略して挙げず

右試驗は主として酸性色素を用ひたりと雖も次ぎ直接色素並塩基性色素及び還元色素を應用したり中に直接アリサリン鹸は酸性浴に於て普通の酸性を同様にして染色試驗せり

会社　光明社印刷所

石炭

品質優良
價格低廉

染業、練業ニ至極適當ノ品ヲ撰ミ販賣仕候間多少ニ不拘御注文ノ程奉願上候

營業所　木津屋橋通西洞院東入

石炭商　コークス　中橋巨三郎
藤雄木力精

五號活字二十二字詰　一行　貳拾五錢
特別廣告料　一行　四拾錢
廣告料ハ總テ前金ニ可申受候事

本紙代價　壹枚　金壹錢五厘

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　萬谷復次郎

京都市上京區釜座通竹屋町南入
發行所　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

公示第二十六號

左記ノモノ職工組合員名簿登記セリ此旨公示ス

明治四十三年十月二十五日

京都染物全業組合
組長　石田喜兵衛

茶染部員木村勘兵衛	徒弟	下村卯一郎
仝	徒弟	福丸源蔵
仝	徒弟	木村留吉
仝	徒弟	前川誠一
友仙部員鳴川金一郎	徒弟	桜本外之助
引染部員泉林石雄	徒弟	北川孝一
友仙部員横江幸太郎	徒弟	前西龍太郎
仝	徒弟	平尾理三郎
茶染部員永島鶴治郎	徒弟	畑ヒサ
仝	徒弟	桜山栄治
絶打部員山中鶴吉	徒弟	丹岡新吾
仝	徒弟	長岸久五郎
仝	徒弟	大江ちよ
新谷久蔵	徒弟	木村末五郎
友仙部員西浦末吉	徒弟	中西音三
仝	徒弟	鷹谷辰造
脇井嘉蔵	徒弟	遠山勘七
仝	徒弟	後藤茂市
山中勇蔵	徒弟	矢野國雄
仝	職工	後藤平八
絶打部員山中鶴吉	職工	鈴木幸次郎
仝	職工	小野久太郎
横井善蔵	職工	中山孝太郎
仝		
信濃菊蔵		
友仙部員小林正太郎		
仝	職工	長桜勝太郎
仝	職工	中川久治郎
阿原儀桜	職工	奥村家次郎
仝	職工	谷口音吉
小林栄治郎	職工	安田金治郎
絶打部員南鶴桜		

公示第二十七號

左記ノモノ年期滿了又ハ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

明治四十三年十月二十五日

京都染物全業組合
組長　石田喜兵衛

絶打部員竹中源治郎	徒弟	吉田文次郎
糊置部員板倉幸次郎	徒弟	森川繁次
紋上書部員和田正三郎	徒弟	才田普明

公示第二十八號

左記ノ者爾今組合員ニ於テ僱使スルコトヲ停止ス

明治四十三年十月二十五日

京都染物全業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員青木長次郎	徒弟	中西喜次郎
仝　元田虎之助	徒弟	古川竹次郎
小杖捺染部員中村余三次	徒弟	保古兵作
仝	徒弟	宮岸正壹
絶打部員南福桜	徒弟	原田謂桜
仝	徒弟	鈴木末吉
山中鶴吉		
友仙部員安田康吉		

雜報

○湯熨斗部全盟會　全部本月一日以來工賃標準を例定し之れが實行を期するため部員中の有志者は左の規約を設け全志の部員を糾合し斯業の改善を圖ると云ふ

第一條　本會ハ湯熨斗部全盟會ト稱ス

第二條　本會ハ（給糧及七裂區）湯熨斗全業者ヲ以テ組織ス

第三條　本會ノ事務ハ當分會長居宅ヲ以テ之レニ充ツ

第四條　本會々員タルコトヲ表示スル爲メ長サ五寸横三寸ノ門札會員章及ヒ會員住所氏名ヲ記シタルモノヲ附與ス

第五條　當會員ノ遵守スベキ事項ハ左ノ如シ

一斯業ノ改良發達ヲ圖ルベキコト

一工賃標準ヲ實行シ競爭スベカラズ

一組合又ハ部ヨリ取引停止ノ公示ヲ受ケタル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受クベカラス

一注文主ニ對シ不正ノ行爲ナスベカラズ

一標言詐欺其他不正ノ所爲ヲ以テ全業者ノ注文主ノ注文ヲ奉フベカラズ

一得意先名簿畫稿ヲ作製スル必要ニ依リ現在取引セル得意先ノ住所氏名ヲ屑出スベシ尚ホ異動ヲ生ヒタルトキハ又仝ロ

一全業者ノ發明創始ニ係ル營業上ノ器械器具ノ商標ハ其許諾ナクシテ使用スベカラズ

一他全業者ノ職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スベカラズ

一組合又ハ部ノ雇入停止又ハ禁止ヲ受ケ公示セラレタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スベカラズ

一本會ノ役員又ハ其使用セル檢査員ノ臨檢及物件ノ檢査ヲ拒ムベカラズ

一職工及徒弟ノ教養ヲ怠ルベカラズ

一就業中疾病又ハ殘病ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト

一職工徒弟ヲ僱入レ又ハ解僱シタルトキハ三日以内ニ組合ヘ屑出ルト仝時ニ本會ヘ屑出スベシ

第六條　前條各項ヲ實行スルニ必要ナル規程及ビ委員ハ本會總會ノ決議ヲ以テ之レヲ設定スルコトヲ得

第七條　本會員ハ左ノ權利義務ヲ有ス

一會員間ノ營業上ニ生シタル紛議ノ調停ヲ求ムルコト

一會員ハ注文主ニシテ不當ノ歩引割引ヲナシ又ハ工賃ノ仕拂ヲナヤヽルトキハ之ガ處分方ヲ求ムルコト

一會員ノ事業又ハ會計及ビ財産等ニ關シ說明ヲ求メ或ハ意見ヲ開陳スルコト

一會ノ解散ニ對シ其財産ノ分配ヲ受ケルコト

一會ノ役員ニ選擧セラレ又ハ選擧スルコト

一會ノ經費並ニ本會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一組合定款並ニ部區規則ハ勿論本會ノ決議事項ヲ遵守スルコト

一營業住所其他ノ異動ヲ生ヒタルトキハ屑出ルコト

第八條　仝業者ニシテ本會ニ加入セザルモノアルトキハ加入ヲ勸告シ應セザルモノハ總會ノ決議ヲ以テ之レガ制裁ヲ加フベシ

第九條　會員ハ會ニ對シ書面ヲ以テ表決ナシ又ハ會員ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ得

第十條　當會ニ左ノ役員ヲ置ク

一會長	壹	名
一副會長	壹	名
一幹事	拾	名
一會計役	壹	名

第十一條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一壹ケ年以上本業ニ從事セル會員タルコト

一滿貳拾五年以上ノ男子タルコト

第十二條　役員ノ職務權限ハ左ノ如シ

一會長ハ會ヲ總理シ本會ヲ代表ス

一會長ハ會ヲ召集シ之レガ議長トナルコト

一會長ハ總會ニ附議スベキ議案並ニ報告ヲ作製スルコト

一會長ハ會員ヨリ紛議ノ調停ヲ申請シタルトキハ委員ヲ選任シ調停セシムルコト

一副會長ハ會長ヲ補佐シ其事故アルトキハ之

© Kyozomekai

レガ代理スルコト

一會計役ハ會長ノ監督ヲ受ケ會ノ經費收支並ニ會計及用度ノ事務ヲ掌理シ會ノ財産ヲ保管ス

一幹事ハ本會ヲ十區ニ別チ一區毎ニ幹事一名宛置スルコト

第十三條　役員ノ選擧ハ總會ニ於テ會員中ヨリ選擧ス其當選ニ關シテハ投票多數ニ依ルモ全數ナルトキハ抽籤ヲ用フ

第十四條　役員ノ任期ハ滿貳ヶ年トス

第十五條　役員ニ欠員ヲ生シタルトキハ直チニ補欠當選等ヲ行ヒ該缺任期ヲ補充スルモノトス

第十六條　總會ハ定期臨時ノ二種トス

一定期總會ハ一月七月ノ兩度ニ開キ臨時會ハ須要事件アリタルトキ之ヲ開ク

第十七條　會議ノ召集ハ開會三日以前ニ日時會場及ビ議件ヲ記載シテ通知ス

緊急ヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ通知ヲ十二時間迄ニ短縮スルコトヲ得

第十八條　總會ハ全會員ノ二分一以上出席ナキトキハ決議スルコトヲ得ズ

仝一件ニ對シ再召集スルモ會員定數ニ滿タザル時ハ前項ノ規程ニ拘ハラズ決議スルヿヲ得

第十九條　總會ノ決議ハ出席議員ノ過半數ノ全意ヲ以テ之レヲ定ム可否全數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第二十條　本會則ニ違反スルモノハ本會ヲ除名スルカ又ハ金五圓以上百圓以下ノ範圍ヲ以テ總會ノ決議ヲ經テ違約金ヲ科シ會員ヲシテ之レガ處分ノ實行ヲナサシム

第廿一條　本會ハ違約者ヨリ徴收シタル違約金ハ會員ノ徒弟養成費ニ使用ス

第廿二條　本會則ハ此規則ヲ承認シ違背セザコトヲ誓フタノ署名捺印ス

湯尻斗郎

仝盟會

●定款違約處分　承認色染部員木ノ下鯨次郎の徒弟たる川島力松は徒弟契約期間中なるに拘らず解約を題り其解決を見ざる中他の同業者に雇使せられたるを以て組合は一時仝人の雇使を禁止せり然るに仝部員たる高谷七之助は之れらし川島力松を一個の獨立營業者の如く粧ひ廣かに之を使傭せり依て組合に於ては其事實の調査をなしたる事實及高谷七之助の自白に依る匿據により違反者たるを確認し評議員の決議に依り左の通り處分するとゝし此旨本人へ通達せり

處分書

上京區上立賣通御川西入芝藥師町

受處分人　高谷七之助

一受處分人高谷七之助ヲ組合定款違反者トシテ過怠金壱百圓ニ處ス

理由

被告知人高谷七之助ハ當組合ニ屬スル組合員ナルヲ以テ組合定款及規約規程其他決議事故ヲ遵守スベキ義務アルモノナリ然ルニ糸認色染部員タル木下鯨次郎ノ徒弟川島力松ガ契約事項ヲ無視シ案出シタル趣ニテ仝人ヨリ其處分ノ申請ヲナシタルニ依リ組合ハ事實ヲ取調ベ正當ト認メタルヲ以テ明治四拾三年五月拾一日本人ハ組合員ニ於テ傭使スベカラザル旨示書ヲ一般仝業者ヘ發布セリ之レヲノ事實ハ受處分人モ亦熟知スル所ナリ然ルニ明治四拾三年七月上旬ヨリ被告知人ト川島力松トノ間ニ於テ表面ヲ粧フタメ自己所有工場ノ一部ヲ貸與エタルモノ、如ク稱シ本人ヲ使用セリ其事實ハ仝年九月二拾七日當組合書記武村定次郎兩役久太郎ヲ出張セシメ取調ヲナサシメタルニ左ノ各項ノ事實アルヲ以テ認メタリ

一染物ニ關スル總テノ需用品ノ買入及支拂ハ高谷七之助ノ名義ニシテ本人直接ニ敢投ノ手續ヲ了シ居ルコト

一染注文主ニ對スル取引關係ハ高谷七之助ガ之レガ權利義務者タルコト

一工場一部ノ貸渡シタルモノト云フニ拘ハラズ川島力松ニ七月中拾八日間ノ月給トシテ拾二圓六拾錢又八月ニ於テ金貳拾圓ノ月給ヲ支拂ヒ居ルコト

一其他組合書記ガ結成シタル報告書ニ其事實ヲ認メタル証タル署名捺印セルコト

以上ノ事實ニ徴スルニ受處分人ハ全然其違反者タルヲ自認セルモノニシテ毫モ間然スル所ナシ

罰シテ之ノ行爲タル組合定款第九條第拾款第拾一條ノ違反ノ行爲ニシテ其情重大ナルモノトス仍テ評議ノ上主文ノ如ク判定スルモノトス

明治四拾三年拾月七日

京都染物仝業組合組長　石田喜兵衛

評議員会長　宮崎半兵衛

評議員　岡島卯三郎

仝　桂義助

仝　山田半兵衛

仝　田畑房太郎

仝　今村高吉

仝　永井新之助

仝　櫻橋文作

仝　伊藤竹松

仝　田村藤吉

仝　五十嵐忠治郎

仝　磯井熊太郎

仝　吉岡宗治郎

仝　井深英之助

仝　清水藤三郎

●評議員會　來る二拾一日午後六時より組合事務所に於開催する筈にて當日は明治四拾二年度決算及明治四拾三年度豫算其他染物改良問題に關する諸件なりと

●染織改良調査委員會　去る拾一日夜當商業會議所に於て仝委員會を開きたるが出席者は西村會長以下二拾三名にして過日新たに委員を囑托せられたる戸田博士より今後の工業は開大規模大量政策に依らざる可らず又京都に於ける工業狀態に就ては分業組織を改良する事實金の運轉を圓滑にする事徒弟養成の方法を改良する事等最も必要なるべしと一場の談話を試み夫れより友仙、裏地木綿等に付き其色染改良に關し種々協議する所ありたるも結局左記の如く部署を分ち詳密に研究調査することゝなり散會せり更らに廿六日商業會議所に於て染織調査委員會を開き其問題たる友仙部會にては協議の末友仙染改良要項なるもの拾ヶ條を擧げ研究調査の歩を進むる所ありしも何分灰汁漬、練り、糊晒等の精粗巧拙にも關係ある所大なるを以て更に日を期し再調査することに決したるが今右改良要項なるものを掲載するに先だち此の如し

友仙染改良要項拾ヶ條

一上刺げ　結糊順に最も多く又地緯其他の細わるものに生ず

一面なるとゝ一部分なるとゝあり然れ、濃なんぞ等の損色に多し

一退色　宮し染他のものに比して最も光線に弱し

一光澤　宮し染は色澤に乏し此は生地にも關係なるならんも黒料黑し等にも今さ

一曇し　根塗の「すわ」いの」に因るものは顔面に入らず其に色澤なしわく塗の「さし」に因るものは頭すれ

一面清　形の清しい染意匠に多く甚だ見苦るし

一銀先　之の形體に出せられたし

一染料の不滲潤、蒸[illegible]のなまづ

前者は点々たるなどとなり見苦るし

後者は白きなどとなる

一浸多し　總べて富又他には一点の浸なきも

の殆んど無れども

一晴雨を論せず、完全まるべき設備が必要

一圖案意匠、今一段の發達を望ひ

以上

●工場法案　今度發布せられたる同法案の全文は左の通りなり當組合員に於て之れに該當する工場を有するや何は豫め研究するの必要あるべし

第一條　本法は法人[illegible]員に の該當する工場にして勅令を以て指定するものに之を適用す

一　原動力を用ふるもの

二　事業の性質危険なるか又は衛生上有害の虞あるもの

三　常時十六歳以上の職工を使用するもの

第二條　工業主は十二歳未滿の者をして工場に於て就業せしひることを得ず但し本法施行の際十歳以上の者を引續き就業せしひる場合は此の限に在らず

行政官廳は輕易なる業務に付き就業に關する條件を附して十歳以上の者の就業を許可することを得

第三條　工業主は十六歳未滿の者及女子をして

一日に付き十二時間を超えて就業せしひることを得ず

主務大臣は業務の種類に依り前項の就業時間を二時間以内延長することを得

就業時間は工場を異にする場合と雇前二項の規定の適用に付ては之を通算す

第四條　工業主は十六歳未滿の者及女子をして午後十時より午前四時に至る間に於て就業せしひることを得ず

第五條　左の各號の一に該當する場合に於ては前條の規定を適用せず但し本法施行十年後は十四歳未滿の者及二十歳未滿の女子をして午後十時より午前四時に至る間に於て就業せしひることを得ず

一　一時に作業を終ることを必要とする特種の事由ある業務に就かしひるとき

二　夜間の作業を必要とする特種の事由ある業務に就かしひるとき

三　晝夜連續作業を必要とする特種の事由ある業務に數組以上に分ち交替に就業せしひるとき

前項に掲げわる業務の種類は主務大臣之を指定す

第六條　職工を二組以上に分ち交替に就業せしひる場合に於ては法施行後五年間　四條の規定を適用せず法施行五年後左の各號の一に該當する場合に於ては更に十年間赤仝之但し本法施行十年後は十四歳未滿の者をして午後十時より午前四時に至る間に於て就業せしひる事を得

一　午前零時より午前四時に至る間に於て就業する成の幾人員數を他の組の職工員數に比し四の五間に在りては十分の八以下、次の五年間に在りては十分の六以下の割合とする者

二　午後拾時より午前四時に至る間に於て拾六歳未滿の者及女子の就業する作業時間を初の五間に於ては四時間以内、次の五年間に於ては二時間以内とするもの

第七條　工業主は拾六歳未滿の者及女子に對し毎月少くとも二回の休日を與ひ、職工を二組に分ち交替に午後拾時より午前四時に至る間に於て就業せしひる場合及第五條第一項第二號に該當する場合に於ては少くとも四回の休日を設け又一日の就業時間が六時間を超もるときは少くとも三拾分、拾時間を超もるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に於て設く可し

職工を二組以上に分ち交替に午後拾時より午前四時に至る間に於て就業せしひるときは一週間を超えざる期間毎に其の就業時を轉換すべし

第八條　天災事變の爲又は事變の虞ある爲め必要ある場合に於ては主務大臣は前五條の規定の適用を停止することを得

雖くべからざる事由に因り臨時必要ある場合に於ては工業主は行政官廳の許可を得て期間を限り第三條の規定に拘らず就業時間を延長し、第四條乃至第六條の規定に拘らず職工を就業せしめ又は前條の休日を廢することを得

臨時必要ある場合に於ては工業主は其都度職め行政官廳に屆出て一月に付き五日を超えざる期間就業時間を二時間以内延長することを得

第九條　工業主は拾六歳未滿の者及女子をして左の各號に掲げたる業務に就かしひることを得ず

一　蒸汽鑵、原動機、電氣機械、動力傳導裝置其の他の機械若は裝置の危險なる部分の掃除、注油、檢査、修繕其の他の取扱を爲し又は之に接近して爲す業務

二　機械又は動力伝導裝置の運轉中に調帶、調索の取付又は取外を爲す業務

三　足場、車軸類、梯子其の他墜落の虞ある場所に於ける業務

第拾條　工業主は拾六歳未滿の者をして左の各號に掲げたる業務に就かしひることを得ず

一　チアン水素酸、硫素、水銀、鉛、鉛、亞鉛、クロム、クロール、ブルオール、アニリン又は其の化合物其の他の毒性物を氣狀若は碎粉狀に於て發散する場所に於ける業務

第拾一條　主務大臣は前二條に掲げたる業務の範圍を定め及之に準ずべき業務に付き前二條の規定を適用し又は拾六歳以上の女子に付き前條の規定を適用することを得

第拾二條　主務大臣は病者及産婦に付き其の就業を制限し又は禁止することを得

第拾三條　行政官廳は命令の定むる所に依り工場及附屬建設物竝設備が危害を生じ又は衛生風紀其の他公益を害する虞ありと認ひるときは豫防又は除害の爲必要なる事項を工業主に命じ必要と認ひるときは其の全部又は一部の使用を停止することを得

前項の處分に不服ある者は訴願を提起し違法に權利を傷害せられたりとするときは行政訴訟を提起することを得

第拾四條　當該官吏は工場又は其の附屬建設物に臨檢することを得此の場合に於ては其の證票を携帶すべし

第拾五條　職工自已の重大なる過失に依らずして業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したるときは工業主は勅令の定むる所に依り本人又は其の親族を扶助すべし

第拾六條　職工、職工たらひとする者若は工業主又は其の法定代理人若は工場管理人は職工又は職工たらひとする者の戸籍に關し戸籍吏に對し無償にて證明を求むることを得

第拾七條　職工の雇入、解雇、則傭の取締及徒弟に關する事項は勅令を以て之を定む

第拾八條　工業主は工場管理人を選任することを得工場管理人の選任は行政官廳の認可を受く可し但し法人の理事、會社の業務を執行する社員、會社を代表する社員、取締役、業務擔當社員其の他の決令の規定に依り法人を代表する者及支配人の中より選任する場合は此の限に在らず

第拾九條　工場管理人は本法及本法に基きて發する命令の適用に付ては工業主に代はるものとす工業主業務に關し成年者と仝一の能力を有せざる未成年者若は禁治産者なる場合又は法人なる場合に於て工場管理人なきときは其の法定代理人又は理事、業務を執行する社員、會社を代表する社員、取締役、業務擔當社員其の他法令の規定に依り法人を代表する者に付き亦前項に仝と

第二拾條　第二條乃至第七條、第九條及第拾條の規定又は之に基きて發する命令に違背したる者及第拾參條第一項の規定に依る處分に從はざる者は千圓以下の罰金に處す

第二拾一條　當該官吏の臨檢を拒み若は之を妨げ又は臨檢の際當該官吏の訊問に對し答辯を爲さず又は虚僞の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金に處す

第二拾二條　工業主は其の代理人、戸主、家族、仝居者、雇人其の他の從業者にして本法又は本法に基きて發する命令に違背する所爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず

工業主は職工の年齢を知らざるの故を以て本法の處罰を免るゝことを得ず但し工業主及取扱者に過失なかりし場合は此の限に在らず

第二拾三條　本法又は本法に基きて發する命令は工場管理人に關する規定及罰則を除くの外官立又は公立の工場に之を適用す

官立工場に關しては所轄官廳は本法又は本法に基きて發する命令に依り行政官廳に屬する職務を行ふ

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

©Kyozomekai

試驗記事

青藍拔色法

青藍によりて藍染したるものを白拔きする法

一此法はクローム酸の酸化作用による法であるが此敵的困難であるのみならず機微なるならしひる缺點がある實用的とは申されぬは參考として示す事とする

水	一〇〇
小蘇打	五〇
重クローム酸加里	二〇
炭酸曹達	二〇

之を混合し中性「クローム」酸加里となし之を印花して乾かし次に酸性中を通じて「クローム」酸を生成せしひる此時に鮮色の「イサチン」となり白拔きせらる浸すと約三拾秒にして引上水洗する此時稀酸加里と「クローム」酸と生じ「クローム」酸は青藍に作用するのである

酸液製法

水	一八〇〇
硫酸	七〇
硫酸	七〇

之を攝氏五拾五度乃至六拾五度として處理する物である印花する拔糊はなるべく軟かにして薄く印花せぬと却て裏の方や模樣の周圍なとにのみ作用して不結果を呈するのである

二赤色血漬を用ふる法

水	一〇〇
プリチスコム	五〇
赤血漬	二五乃至三八

之を印花して乾かし次に青性曹達ボーメ拾三度の液中を一分間通してから充分水洗する即赤血漬に「アルカリ」を觸れしひるときは黃血漬に此時に酸を發生する此酸は青藍を「イサチン」に作用をなすものである

三淺色乃至中色の白拔法

赤血漬	二〇〇
プリチスコム（一と一）六〇〇	
水硝子（ボーメ四拾度）二〇〇	

之を印花してから四分の一氣壓即一平方吋迄蒸きて三乃至四ポンドの壓力にして拾五分間蒸して水洗する之を全とく水硝子即硅酸曹にの代りに「オリーブ」油を重炭酸曹達又重炭酸曹達の代りに炭酸石灰又は炭酸マグネシウムなどを用ふる事もある

色拔捺染をなさんには前之等の白拔糊中に酸化に酔ふる直拔色素を加へて捺染すればよろしい因此法に依るときは白拔後媒染色素に浸染して色模樣を呈せしひる事が出來得るものである

水	二〇〇
醋酸「アルミナ」トリアル二拾度	二〇
醋酸「トリアル」九度	四〇
赤血漬	四〇〇
プリチスコム	四〇〇

之の調製糊を印花してから乾かし次きて攝氏三拾八度に熟せられたる青性曹達ボーメ二拾度液中を通してから水洗するのである然るときは白拔きせらるゝと全時に「アルミナ」が固着せらるゝ譯であるから之を媒染色素の液中で浸染することが出來得るのである

五此法は上述の法によりては一層强力なるのである

「プリチスコム」	一四〇〇
硫酸「ソーダ」	一五〇
臭素加里	五〇
赤血漬	一五
硫酸「ソーダ」	二二五

之を印花してから乾かし四分ノ一氣壓にて拾五分間蒸して水洗する

六ハイドロサルファイトを用ふる法

プリチスコム（一と一）	一二〇
ハイドロサルファイト	八〇
硼里石鹼	二〇

以上を混合し溶解せるうち冷却せしめて之を印花し乾かし攝氏一〇八乃至百拾度にて蒸し後蒸洗すべし斯くして得たるものは純白にして且つ鮮麗を害せず

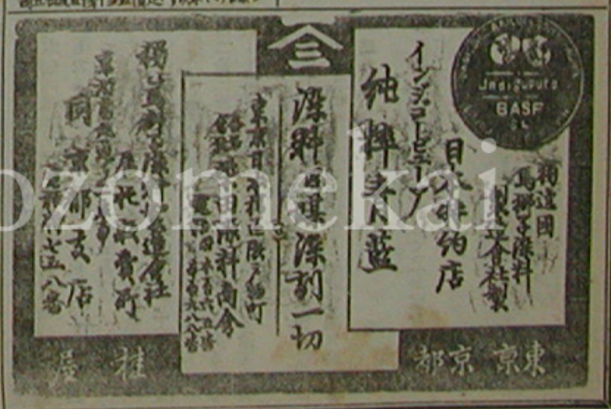

資本金五百萬圓
積立金

神戸海上火災保險會社

出張所（京都下京東洞院綾小路角電話千四百三十九番）
六角通油小路西入

保險申込所　藤井惟知

本紙代價　壹枚　金壹錢五厘

五號活字二十二字詰　一行　貳拾五錢
特別廣告料　一行　四拾錢
廣告料ハ總テ前金ニ可申受候事

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　萬谷復次郎
發行所　京都市上京區釜座通竹屋町南入　京都染物同業組合事務所

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

公示第三十二號

明治四十三年十二月二十五日付ヲ以テ共筋ヘ認可申請提出本月十六日付ヲ以テ左ノ通認可之アリ此旨公示ス

明治四十三年十二月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

京都府指令第七〇五〇號

京都染物同業組合

明治四十三年十二月一日付發第二二二號申請明治四十四年度經費及賦課徵收方法ノ件認可ス

明治四十三年十二月十六日

京都府知事　大森鐵一郎

公示第三十三號

左記ノ者ノ染業及ノ工名簿ニ登記セリ此旨公示ス

明治四十三年十二月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

公示第三十四號

左記ノ者ノ年期滿了又ハ示談ノ上解雇手續ヲ了セリ此旨公示ス

明治四十三年十二月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

公示第三十五號

左記ノ者ノ組合員ニ於テ解雇スルコトヲ停止ス

明治四十三年十二月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

◎修業狀及賞狀申請

來ル明治四十四年壹月例年通徒弟修業年限滿了ノモノ又ハ職工徒弟善行者ニ對シ修業狀及賞狀授與式ヲ擧行ス組合員ニ於テ右ニ該當スルモノアラハ一月十日マテニ授業師及傭主ヨリ其旨當事務所ヘ申請セラルベシ

但シ雇主ヨリ特ニ金品ヲ添贈セラルヽ向ハ仝時ニ申出デラレタシ

營業標準局

四十四年一月二十日ヨリ仝月三十一日迄毎日午前九時ヨリ午後三時迄例年通四十四年度國稅營業標準屆綴ノ方取扱ヲナス國稅營業者ハ右日限內實印携帶當事務所ヘ出頭セラルベシ

雜報

實用新案特許

岩上道後小路下る柳田和助氏は防染糊の發明をなし實用新案特許願中の所許可せられたり本法の糊を使用するときは如何なる捺糊し易き性質の染料を雖とも浸潤せず引染蒸染何れにも應用せられ大に効力の見るべきものありしが今般宮城縣の染業宗最上合名會社より其分傳の眼與を依頼せられ或る條件の下に之を許したる者なり又油小路六角下る村田銀助氏は形染糊の發明をなし之れ亦實用新案特許を受けられたり之れが特効は從前より行はれ來りたる糊置法は總て簡金を以て糊を施したるものなるも其手數と時日を要すること多きを以て不便少なからざりし等の点を改良せしものにて之れを使用するには既に彈力性を有する和紙に糊を一定に塗施し乾燥せしめたるものを欲する所の紋形或は模樣形に彫刻したるものを絹總地に蒸潤を通し之を圓面より貼附すれば直ちに密着して染液を通ずるも決して浸潤する患なし故に斯道に經驗なき素人を雖とも此紋形さへあれば容易に糊を施したるを制樣に功力あるものを得べしと夫れに圓し來る二十三日午後一時より當業者を組合事務所に招集し村田氏は發明する所ありし又愛宕郡高の河原二十九番地佐竹信光氏は蒸染用の鐵に效て同じく實用新案特許を受けらる本法は染業家種物業者が其作業するに當たつて直接生地を釜中に投と無餘程に火力を費んにするがために偖に釜づれと稱する疵を生じ實用に堪せざるに至らしむるもの年々少なからざる点に留意し發明せられたるものなるを以て之を使用する時は生地を釜との間自然に間隔を生ずるを以て從前の欠点を防ぐを得るのみな

ち本染料試験は適度に成效せられ非常に効果を示すに至る

●定款違反處分解決　最きに通報せし色紙部員高谷七之助氏に対し當組合評議員会は其違反者たるの行為に關し協定会費百圓を科せしも同氏は不服を申立て弁護士木村勝高氏を代理人任者として交渉する處ありしも當組合は其理由の認ひべき点なきを以て相違し同時に弁護士村上敬藤氏と評議代理人に委任し當區裁判所に向つて民事訴訟を提起し今月三日第一回の弁論ありしが係り判事より被告高谷七之助氏に対し組合員たるものは組合定款に規準すべき義務あるものなるは當然の事なり故に其間協定金を納附しては如何と懇諭せられたるも聞せず依て弁論を延期し結局に至らざるを以て更に十三日再び開廷する旨を宣告せられたり其後同氏は反省する處ありしと見へ當時の市會議員にして同業者たる福禧文作氏に仲裁を依頼せられたる趣きにて同氏より其旨申込されたるも當員会は今に及び仲裁を容るへの餘地もなく寄所かる性質のものに あらされば斯にて不可なり若し本人にして實際反省し其行為の非なるを悟認せば處分決定書の違約金を納附すれば之をさすれば組合は解決取下げの手續をなすのみと答へたり其後本人代理者たる福禧氏より慰意金を上納したるを以て直ちに解決取下げの手續をなさしめ尚本人に対しては監工川島力松を御日附御出するの書面を納附せしめ本件を解決したり

❶全國同業組合中央會　本年六月名古屋に於て第一回を同催せる同會は爾よ今後に於ては左の規則の下に活動する筈にて當組合の委員撰出方を照會し來れり其規則左の如し

全國同業組合中央會々則

（委員會ニテ修正セレモノ）

第一章　總則

第一條　本會ハ重要物産同業組合ノ發達及普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハ全國同業組合中央會ト稱ス

第三條　本會ノ事務所ヲ東京市ニ置ク

第四條　本會ニ於テ行フ事業左ノ如シ

一、同業組合ノ設立ヲ奨勧斡旋スルコト

二、同業組合ノ發達ヲ奨勧スルコト

三、同業組合相互ノ聯絡ヲ圖リ事業熱行上ノ便宜ヲ與フルコト

四、同業組合ニ關スル諮詢答申ヲ行フコト

五、同業組合ニ關スル調査研究ヲ爲スコト

六、同業組合ニ關スル質問ニ應答スルコト

七、會報ヲ發行スルコト

八、前各項ノ外同業組合ノ發達及普及ニ關シ必要ナル事項

第二章　會員

第五條　本會ハ郡識名簿アル者又ハ同業組合者グハ本會ニ對シ功績アルモノヲ物選シテ名譽會員トス

第六條　本會ハ全員ヲ正會員及賛助會員ノ二種トス

正會員ハ同業組合及同業組合聯合會トス

賛助會員ハ本會ノ趣旨ヲ賛成シ入會シタルモノトス

第七條　本會ノ會員タラントスル者ハ會費ヲ添ヘ其旨事務所ニ申込ムベシ

第八條　會員ノ會費左ノ如シ

正會員毎年金壱圓又ハ一時金拾圓

賛助會員毎年金壱圓八拾錢又ハ一時金拾八圓

會費ハ翌年分ヲ前納スルモノトス

第九條　會員退會セントスルトキハ本會ニ通知スベシ

但既納ノ會費ハ返却セザルモノトス

第十條　會員ニシテ本會ノ目的ニ反スル行爲アルトキ又ハ會費ヲ滞納シタルトキハ除名スルコトアルベシ

第三章　役員

第十一條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會頭　一名　副會頭　一名

事務理事　一名　理事　七名

評議員　若干名　書記長　一名

書記　若干名

第十二條　會頭ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

第十三條　副會頭ハ會頭ヲ補佐シ會頭事故アルトキ其職務ヲ代理ス

第十四條　理事ハ會務ニ參與シ事務理事ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ諸般ノ事務ヲ處理ス

第十五條　書記長及書記ハ會頭及事務理事ノ命ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十六條　會頭及副會頭ハ評議員會ニ於テ名譽會員中ヨリ之レヲ推選ス

第十七條　理事ハ名譽會員若クハ選當會員中ヨリ評議員會ノ賞見ヲ聞キ會頭之レヲ嘱托ス

第十八條　事務理事ハ理事中ヨリ互選ス

第十九條　書記長及書記ハ會頭之ヲ命ス

第二十條　會頭及副會頭ノ任期ハ五ヶ年トシ理事ノ任期ハ二ヶ年トス

第廿一條　會頭副會頭及理事ハ名譽職トシ書記長書記ハ有給トス但理事ニハ手當ヲ給スルコトアルベシ

第四章　評議員及委員

第廿二條　本會ニ評議員及委員二十名ヲ置ク其任期ハ二ヶ年トス

第廿三條　評議員ハ正會員中ヨリ會頭之ヲ嘱托ス

第廿四條　評議員ハ委員十名ヲ互選ス

第廿五條　委員ハ輕重ノ議事決議其他主要ナル事件ヲ議決ス

第廿六條　評議員會ハ毎年一回會頭之ヲ招集ス

但協會ニヨリ會議ニ代ルニ書面ヲ以テ賛否ヲ求ムルコトヲ得

委員會ハ必要ノ場合ニ於テ會頭之ヲ招集ス

第廿七條　評議員會及委員會議長ハ會頭之ニ當ル

第廿八條　評議員會及委員會ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第五章　支會

第廿九條　本會ニ於テ支部ノ必要ヲ認ムルトキハ其府縣組合ニ對シ設置ヲ命ズルコトアルベシ

第三十條　支部ハ全國同業組合中央會何府縣支部ト稱スベシ

第廿一條　支部ノ會長ハ支部管ニ於テ之ヲ運事シ會頭ニ報告シ副會長書記員ヲ置ク

第廿二條　支部ハ會務ノ狀況ヲ毎年度後本會ニ報告スベシ

第六章　會則

第廿三條　本會ハ年一回會報ヲ發刊ス

但會報ノ外臨時豫算決算ヲ發刊スルコトアルベシ

第廿四條　本會ノ經費ハ賛助金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ル

第廿五條　本會ノ會計ハ毎年度ニ於ル

第廿六條　會則ノ變更ハ評議員會ニ於テ決ス

附　則

第廿七條　本會設立ノ日ヨリ施行ス

第廿八條　本會設立ノ理事ハ第十七條ノ手續ニ依ラ會頭之ヲ嘱托ス

右決議ス

●紋上書郎々會　去ル十一月十五日組合事務所ニ於テ紋上書郎々會ヲ開キ左ノ通四十二年度郡經費收支決算及四十四年度郡經費收支豫算ヲ決議ス

紋上書郎四十二年度經費收支決算

一金貳百九拾郡七拾錢　收入總高

內譯

金百七拾四圓　經費

金六拾八圓也　雜費

金四拾七圓八拾錢　收入

當年度繰越金

一金貳百七拾六圓五拾錢　支出總高

內譯

金拾壱圓　文具費

金拾壱圓貳拾錢　郵便取扱費

金拾壱圓九拾錢　印刷費

金拾壱圓貳拾錢　會議費

金拾壱圓貳拾七錢　調査費

金七圓八拾七錢　郡長報酬

金六圓　郡長給

金八圓拾七錢　賄業費

金壱拾六圓　書記給

金五拾圓四拾七錢　雑費

金拾四圓九拾五錢　休育費

金壱圓　賦金費

金壱拾壱圓九拾七錢　雑費

金壱拾壱圓九拾七錢

計

收支差引金拾四圓拾貳錢　殘金

右四十三年度ニ繰越

右報告候也

紋上書郎四十四年度經費收支豫算

一金貳百貳拾圓貳拾八錢　收入總高

內譯

金百八拾壱圓四拾八錢　經費

金壱拾壱圓　雜收入

計

一金貳百貳拾圓貳拾八錢　支出總高

內譯

金拾　事務費

金六　報酬

金壱拾　書記給

金四　業組墨費

金六　印刷費

金拾　會議費

金五拾壱圓　賄業費

金貳拾五圓　保護會費

金壱拾五圓　休育費

金壱圓四拾八錢　雑費

金貳拾四拾八錢　賦金費

計

一金貳百貳拾圓貳拾八錢

右決議ス

一等戸　十五戸　一戸平割　貳圓六拾四錢

二等戸　十三戸　同　上　貳圓貳拾錢

三等戸　二十五戸　同　上　壱圓七拾六錢

四等戸　二十戸　同　上　壱圓参拾貳錢

五等戸　四十戸　同　上　八拾八錢

六等戸　二十一戸　同　上　四拾四錢

以上

右決議ス

●調査委員長選擧　本月二十二日紋上書郎調査委員長ヲ選擧セシニ森田菊佐氏投票多數ニ依リ當選セラル

試驗記事

●青色硫化染料　同染料に就ては近來其使用上の成績に關し大に研究する所なりしが京都大學の吉田理學博士は左の所說を公にせられたり一時は染色界に於て大いに歡迎されし硫化染料は其後種々の缺點あることを知られ實用者中に疑念を懷くに至れり予は實地應用の見地よりして硫化染料染の價値を知らんが爲め左の事項に付研究するの必要あることを認めたり、因して此等染料染の價値を知らんとすれば勢ひ藍染のものと對照比較するを宜しとす、即ち其事項及成績の大略次の如し

第一、市場販賣の青色硫化染料中には遊離狀の硫黄を含有するものにして試驗を閲る十八種の染料中遊離狀、硫黄の量最少のものにありては其百分中〇、四二分、最多量のものは一三、一〇分なり染料は又濕氣空氣等に觸れ分解して更に硫黄を發生するを認め而して此等硫黄は細微粉末の狀態にあるを以て常に纖布中の纖維に固着し酸化して硫酸をなる

第二、青色硫化染料染の纖布中にも亦當に多少遊離狀の硫黄を含有す其量は纖布一反に附き最少量のものにありては七分五厘、最多量のものは一反四分强にして其化酸によりて生ずる硫酸の量は二反三分至四分之なる然して此酸は勿論纖布全部を腐蝕するに餘りあるものなり其他染色せる纖布中の染料も空氣濕氣等により分解して徐々に硫酸を發生するものなれば從つて纖布の損傷する程度は增々大となるものなり纖布腐蝕の緩急は纖維中に發生する硫酸の量による即ち硫酸發生の度は染色する纖布を空氣濕氣等に觸るゝ狀況の如何によるものとす實際に於て染色纖布を夏季中の日光及濕潤せる濕度の空氣に觸れしむるときは纖維腐蝕の作用は最も急速に起るものなり色彩の變化もまた然りとす

第三、青色硫化染料染の糸を以てせる織布地質は之れを藍染のものに比すれば著しく柔軟にして其重量は約一割減少すると認む

第四、青色硫化染料染め織布の色彩は日光及空氣等に對し其堅露の初期に有りては藍染のものより堅牢にして水洗摩擦等に對しても然りとす即ち其事實は主として擬相色染に付いて著しきを認む然れども硫化染のものは一時使用後其色彩は變色し青色は紫色等に再變なる黑茶或は茶鼠色に變ず勿論藍も亦徐々に褪色するも其變化は單に色彩の淡となるに止まり青色硫化染は茶鼠色に變ずるに至る

▲藍染の硫化染料染　予の所有する織物見本中には二三十年前の製造にかゝる數種の藍染織布あり之等は其地質に著しき變化なく面安全に保存せらる又二百年以前の古代錦其他絹布等の如きものにして世上に傳はれるもの、多くは藍染によるものなるを思ひなば藍は長年月の腐蝕作用に對し如何によく各種織維質を保存するやを想像するに足らん之れに反し數年前染料會社より發賣せる硫化染料染めの綿布中には往々其織維の著しく腐蝕せるものあるを認め然して斯の如き事實は織布の購入者及物商及製造者の熟知又充分記憶すべきことにして是等は直接自己の經濟及事業上に重大なる關係を有するものなり

© Kyozomekai

▲同業者の信條　次に購入者の見地よりして價格と硫化染料の價値につき詳細に記述するは紙面縮のことなれども大体より云へば藍染の總體減は藍物等は其製造費に於て一反に付硫化染のものに比し約廿五錢乃至三拾錢高價なれども内實の價格の差は約五錢乃至拾錢なり而して其價格の差は藍染め反物地質のはるか劣等品に富めりと雖ども以て之れを償よりに餘りあるものなり故に智慧ある者は紺色の衣服地を購入する場合に於て藍染の品（例へば眞の久留米絣等）を購ひ硫化染料染めの物は取らず何となれば實質上經濟なることを知るものなればなり

▲藍染の缺點　然れども本邦に於ける藍の堅色法は決して完全なるものと云ふを得ず其改良を計り一層良好なる染色を得るは大切の事なりと雖ども殊に濃紺色のものは花色或は一層淡色に比し大なる缺點を有す故に此等の事をも研究し本邦に於ける藍染色法の技術に適用すべき經濟的の方法を講ずるは極て肝要なることゝす

▲硫化染料染は不經濟　現今本邦に於て硫化染料染紺絣及織物等の多量に製造せらるゝ理由を尋ぬるに一見之等は廉價にして多く下流社會人の嗜好に適するかの如く考ふるも實際に於ては絶らず御前に言へる如く其品質往其なりざるを以て眞に廉價と云ふを得ず然して此等の危險を知らずして硫化染めの織布を購ひ損失を蒙れる者少なからず然れども其場實の勝率ならざりしは其染色の劣なりしことは知らざりしならん若し不充分ながらも其原因を知得することあらば再び同一の損失を繰り返し以て知りつゝ自己の經濟を誤ることをせざるべし而して當今の勢と以て硫化染織布の製造せらるゝに於ては本邦の經濟界に於て之れより生ずる損失は一ヶ年數百萬圓に達するものならん故に當局者としても此等の事實に鑑み相當の取締を施行し國家經濟の損失を防せざるべからず

▲染料鑑別の方法　終りに臨んで世人は此藍織布の何染なるやを容易に鑑別する手段を知るを宜しとす勿論經驗ある者は織布を一見し或は其香氣によりて鑑識し得るものなれども實再者の染色を明らかに知らんと欲する者は宜しく次に示せる簡單なる試驗を施すべし

第一　織布或は糸の小切を取り其一端に點火し暫時にして之を吹き消し手早く其煙を去りて白き物体（例へば茶碗の如きもの）の面に接觸すべし然して其面に附着せる煤の色若し青色なれば藍染なることを示し褐色なる時は硫黄染料染めなることを示すものなり

第二　織布或は糸の小切を清潔なる二種の金屬板（能く研きたる銀貨と銅貨）の間に挟み各金屬板を僅か傾けて其一端を接し後金部を糸にて結び茶碗の如き器に入れ是れに稀薄なる酸（硫酸、塩酸、醋等）を加へて數分間熱し取出して各金屬の布に接する處を驗すべし若し布は硫化染なる時は金屬面に褐若しくは黒色の斑點を表はすものなり是れ硫化染料より來たる硫黄は金屬と化合して暗色の硫化物を生ずるにより若し金屬面に附着物を生せざる時は藍染なりと知るべし

青色硫化染料に付ては尚研究を繼續せるものなれば其成績は追て發表することもあるべし

各藥店ガ取扱ヒマス　定價壹箱拾錢

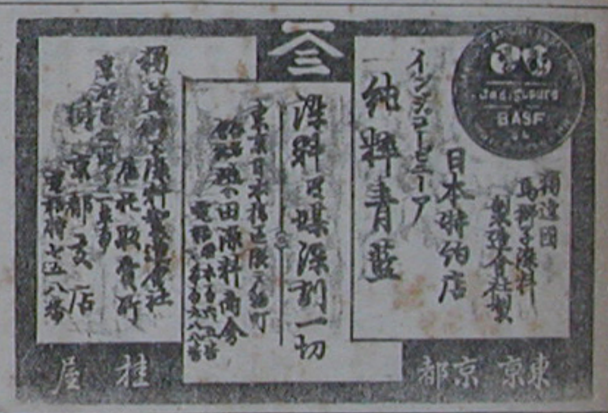

染色見本帖
染織標本帖は好く
糸
製本堅牢意匠斬新
價格低廉
京都市丸太町御所小路角
山路清三郎

五號活字二十二字詰　一行　貳拾五錢
特別廣告料ハ總テ前金ニ可申受候事
廣告料ハ總テ前金ニ可申受候事

本紙代價　壹枚　金壹錢五厘

登行業印刷人　藤本新右衛門
編輯人　萬谷復次郎
印刷所　京都市上京區釜屋通竹屋町東入
發行所　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

左記ノモノ脱退ニ付キ登記セリ此旨公示ス

大正元年九月二十五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

絶打部員佐藤金次郎弟
小枝部員村上福太郎弟
友仙部員初瀬野信忠徒弟
同　人　徒弟　川西辰三
同　人　徒弟　奥村熊吉
張物部員海老原金三郎徒弟　澤田栄治
小紋部員高木八十吉徒弟　前田節
同　人　徒弟　鬼尾菊治
同　人　徒弟　西垣正一
同　人　徒弟　藤川淺太郎
張物部員柴田竹吉弟　北村千次郎
上書部員羽田元吉徒弟　内田鶴吉
同　人　徒弟　吉田仙逸
上書部員羽田元吉徒弟　安井曼太郎

公示第二十四號

左記ノモノ脱退ニ付キ届ケ了セリ此旨公示ス

大正元年九月二十五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

絶打部員中村長次郎弟　佐藤金次郎
上書部員中西仁一郎徒弟　栗山清次郎

公示第二十五號

左記ノモノ示小組合員ニ於テ雇使スルコトヲ停止ス

大正元年九月二十五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

絶打部員加納入太郎徒弟　岡山仁作
友仙部員岩井栄次郎徒弟　豊田治三郎
下書彩色部員澤田政次郎徒弟　赤尾義一

雑報

●友仙染業者鴨川筋取締　客冬鴨川筋出町橋以南の積地使用は全然其筋より禁止せらるゝと同時に一時取締厳重となり賑もすれば處罰せらるゝが方針に出でられしため同業者は己に水洗の途を失ふの悲境に陥りたり之れ實に斯業の興廃に關し憂慮すべき大問題なるが故當組合石田組長始め同部の重なる役員五三名は俱に骨折奔顧する處あり其結果當局者に於ても京都重要物産たる生産力の消長に關する重要問題なるを諒とせられ三條橋以南の使用は當分之れを默許せらるゝことゝなり同業者は愛に愁眉を啓き爾來全ふすることを得たるは多大の恩典として能く前情に鑑み使用上同業者一般は注意を拂ふべきは勿論なるに僅に數ヶ月を出でざる今日に於て悪弊を敢行し荷車の濫觴より道路の妨害をなし或は風俗上諸種の不始末は屢々所轄警察署の除説を受くるも尚反則するものあるも譏署に於ても殖産興業の点に鑑み及ぶ限り寛大の手段に出でられ過般來特に本組合を召喚せられ左記の三ヶ條に付き諭示せられたる上爾後違反者ある場合は假借なく懲反者の處罰に止まらず率て全川使用禁止の方法に出づるやも豫計も厳達せられたり若し果して斯かる實際に遭遇せば生産上大打撃を蒙むることは實に間ふ迄もなき事にして嫌心の至りなり故に此際使用者自ら之が注意に怠らざると同時に使用者一同は之に關する取締方法設定の必要を認め其の結果九月二十一日午後一時より組合事務所に於て臨時使用者總會を開催したる處出席者六十余名にして左記取締方法を異議なく決議し張ょ之が實施することゝし不日要所に組合より取締人を派し日々登視なさしむると雖も爾後は一層の注意を以て常に職工、徒弟又は臨時雇人に至るまで左の注意事項を營業主より題示するを要す尚は取締法に定めたる証票は加入者に限り不日配付すべき筈もへ水洗の際は必ず携帯すべく又鴨川使用者にして自然組合の通知漏又は今後使用の必要起りたる組合員は組合に出頭し証票の請求をなし名簿の登録を受くべし

注意事項

一、使用者は川筋又は川邊り路傍等に於て鉛屑、靄鬱屑、等を散亂せざる樣其都度掃除を厳重にすること

二、荷車は通行妨害とならざるよう塗支へざる場所へ片付け置くこと

三、裸体は勿論見苦敷風体をなし又は喧嘩口論其他風俗を害せざるよう心掛くること

取締法

第一、使用者名簿を調整し謄本を所轄警察署へ差出し置くこと

第二、川原使用者は組合より一定の証票を交付し使用の際は必ず携帯すること

第三、取締人二人を傭入要所に配置し荷車、庶芥、風俗其他の取締を爲さしむること

第四、証票は一切貸與することを得ず

第五、川原使用者にして取締人の注意に服せず使用上に關し一般に惡影響を及ぼさんとする虞あるもの又は自己の証票を貸與せしものは其証票を取上げ使用名簿刪除の旨警察署へ報告すること

第六、取締人は一定の服裝を爲さしむること

第七、取締人の給料は二人に對する月額を參拾圓とす

第八、本法に關する經費は使用者の負擔とし組合經費の等級を標準とし賦課するものとす

一等　一ヶ月金八拾錢
二等　同　金六拾錢
三等　同　金四拾錢
四等　同　金參拾錢

第九、經費の徴收は三ヶ月毎とし毎三ヶ月分を前徴するものとす

第十、經費不納者は使用名簿を刪除し証票を引上ゞること
但名簿刪除するときは其旨警察署へ報告するものとす

第十一、本法の實行方法は京都染物同業組合へ委任するものとす

以上

●講習會　九月十六日より十九日まで四日間毎夜午後七時より九時迄染織學校主催となり當組合事務所に於て講習會を開催せらる聽講者は三十名の豫定の處毎日平均四十名内外の出席ありて熱れも熱心なく始終熱心に講習を了せられたるは豫想外の結果なりしも講習期日の短日數なりしは遺憾なりし其講習筆記は左の通り

染織學校教諭
石橋喜一氏講演　（十六十七兩日ニ渉ル）

○柞蠶ノ精練漂白及染色法

一、柞蠶

柞蠶ハ野蠶絹中其ノ種類最モ多ク且ツ需要ノ点ニ於テモ第一位ヲ占ムルモノニシテ一般ニ其ノ繭ハ圓形ニシテ綿ヲ絲トナスコトヲ得ルモノナリ國レテ我ガ國ニ最モ多ク輸入セラル、支那產ノ

湯屋斗　三宅　一戸　二
郡部染物　豊　〇　合　〇　豊　〇　三、〇二
計　二、六六　合　二、三三　豊　二、三三

職工徒弟員數調査表（四十四年末調）

業名	男	女	計	男	女	計	通計
友禅	六、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	一八、〇〇〇
下晒	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	二〇〇
茶染	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	二〇〇
霞形染	八〇〇	〇	八〇〇	一、二〇〇	〇	一、二〇〇	二、〇〇〇
縮緬	三〇〇	〇	三〇〇	八〇〇	〇	八〇〇	一、六〇〇
紫染	二〇〇	〇	二〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
灰汁附	〇〇〇	〇	〇〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
浸漬糸総色	三〇〇	〇	三〇〇	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	五、六〇〇
糸総黒染	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	四、六〇〇
洗色抜	二〇〇	〇	二〇〇	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	四、六〇〇
縮緬	一〇〇	〇	一〇〇	八〇〇	〇	八〇〇	一、六〇〇
引染	〇〇〇	〇	〇〇〇	一、六〇〇	〇	一、六〇〇	三、二〇〇
糸練	八〇〇	〇	八〇〇	〇〇〇	〇	〇〇〇	〇〇〇
絞打	三〇〇	〇	三〇〇	四、七〇〇	〇	四、七〇〇	八、四〇〇
枝上書	〇	〇	〇	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	四、六〇〇
絣物	二〇〇	〇	二〇〇	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	五、二〇〇
中形	二〇〇	〇	二〇〇	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	五、二〇〇
湯屋斗	四、二〇〇	〇	四、二〇〇	六、一〇〇	〇	六、一〇〇	一〇、二〇〇
小紋糊	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	五、二〇〇
手拭染	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	二〇〇
裏地縮	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	二〇〇
糸総黒	二、八〇〇	〇	二、八〇〇	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	五、四〇〇
正絣染	一、〇〇〇	〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇
無地縮	一、〇〇〇	〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇
正絣染	〇〇〇	〇	〇〇〇	一、〇〇〇	〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
婚白	〇〇〇	〇	〇〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
生霞染	〇〇〇	〇	〇〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
紅染	〇〇〇	〇	〇〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
張物	〇〇〇	〇	〇〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
郡部染物	〇〇〇	〇	〇〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
通計	一、六〇〇	〇	一、六〇〇	三、〇〇〇	〇	三、〇〇〇	四、六〇〇

職工徒弟計　男　四千八十四人　女　百八十七人

京都染物同業組合製産高及價格統計表（明治四十四年末調）

業名	數量	價格
友禅	四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
下晒	三、〇〇〇	三、〇〇〇
茶染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
紅染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
霞形染	四、〇〇〇	四、〇〇〇
紫染	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
縮緬	四、〇〇〇	四、〇〇〇
縮緬・絣染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
引染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
中形染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
小紋糊染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
手拭染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
裏地染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
糸総黒染	四、〇〇〇	四、〇〇〇
正絣染	四、〇〇〇	四、〇〇〇
無地縮	四、〇〇〇	四、〇〇〇
生霞絣染	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
糸総色染	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
糸総黒染	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
下晒彩色	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
灰汁附	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
枝模様刺繍	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
枝上書	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
浸漬	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
糸練	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
絣物	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
張物	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
湯屋斗	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
絞打	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
洗色抜	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
婚白	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
郡部染物	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
計	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇

湯屋斗　三宅　一戸　二
郡部染物　豊　〇　合　〇　豊　〇　三、〇二
計　二、六六　合　二、三三　豊　二、三三

職工徒弟員數調査表（四十四年末調）

業名	男	女	計	男	女	計	通計
友禅	六、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	一八、〇〇〇
下晒	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	二〇〇
茶染	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	二〇〇
霞形染	八〇〇	〇	八〇〇	一、二〇〇	〇	一、二〇〇	二、〇〇〇
縮緬	三〇〇	〇	三〇〇	八〇〇	〇	八〇〇	一、六〇〇
紫染	二〇〇	〇	二〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
縮緬・絣染	二〇〇	〇	二〇〇	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	四、六〇〇
引染	二〇〇	〇	二〇〇	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	四、六〇〇
中形染	二〇〇	〇	二〇〇	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	五、二〇〇
小紋糊染	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	五、二〇〇
手拭染	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	二〇〇
裏地縮	一〇〇	〇	一〇〇	一〇〇	〇	一〇〇	二〇〇
糸総黒染	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	五、四〇〇
正絣染	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二、〇〇〇	〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇
無地縮	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二、〇〇〇	〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇
生霞絣染	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
糸総色染	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
糸総黒染	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
下晒彩色	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
灰汁附	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
枝模様刺繍	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
枝上書	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
浸漬	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
糸練	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
絣物	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
張物	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
湯屋斗	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
絞打	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
洗色抜	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
婚白	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
郡部染物	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二〇〇	〇	二〇〇	四〇〇
計	二、三〇〇	〇	二、三〇〇	二、六〇〇	〇	二、六〇〇	五、二〇〇

京都染物同業組合製産高及價格統計表（明治四十四年末調）

業名	數量	價格
友禅	四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
下晒	三、〇〇〇	三、〇〇〇
茶染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
紅染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
霞形染	四、〇〇〇	四、〇〇〇
紫染	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
縮緬	四、〇〇〇	四、〇〇〇
縮緬・絣染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
引染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
中形染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
小紋糊染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
手拭染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
裏地染	三、〇〇〇	三、〇〇〇
糸総黒染	四、〇〇〇	四、〇〇〇
正絣染	四、〇〇〇	四、〇〇〇
無地縮	四、〇〇〇	四、〇〇〇
生霞絣染	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
糸総色染	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
糸総黒染	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
下晒彩色	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
灰汁附	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
枝模様刺繍	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
枝上書	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
浸漬	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
糸練	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
絣物	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
張物	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
湯屋斗	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
絞打	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
洗色抜	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
婚白	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
郡部染物	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
計	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇

© Kyozomekai

原糊変敗スルトキハ左ノ欠点アリ

一、粘稠力ヲ減ス

二、滲ミ出易シ

三、使用者ヲシテ厭惡ノ感ヲ起サシメ引テ仕事ヲ粗惡ナラシム

四、腐敗甚シクレハ使用ニ堪ヘサルニ至ル

試驗成績＝原糊ハ普通ノ糊粉四分蘇六分（容量ニテ）ヨク成リ三時間蒸シコク捏チ次ニ各種ノ防腐剤ヲ加ヘ明治四十五年七月三日ヨリ十二日マテ十日間放置シ毎日其變化ノ狀態ヲ檢シタリ

腐敗成績表

防腐剤ノ種類	分量（%）	二日目	五日目	七日目	十日目
石炭酸	一、〇	赤	赤	赤	赤
	〇、五	青	青	青	青
ザリチル酸	一、〇	八、五	九、五	九、五	九、五
	〇、五	九、五	九、五	九、五	九、五
ホルマリン	一、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
	〇、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
昇汞水	一、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
	〇、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
醋酸	五、〇	九、〇	九、〇	九、〇	九、〇
	一、〇	九、〇	九、〇	九、〇	九、〇
酸	三、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇
	一、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇
同	五、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇
同	一、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇
同	〇、五	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ
同	〇、二五	同	同	同	同
同	〇、〇五	同	同	同	同
同	〇、〇二五	表面ニ白点少シ生ス	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ
同	三、〇	白点発ノ二分ノ一白点ノ点部少ク	白点発ス	変化ナシ	変化ナシ
同	五、〇	同	同	変化ナシ	変化ナシ
同	一、〇	同	同	変化ナシ	変化ナシ
酸	三、〇	同	同	同	同
同	五、〇	同	同	同	同
同	一、〇	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ
同	〇、五	同	同	同	同
同	〇、二五	同	同	同	同
同	〇、〇五	同	同	同	同
同	〇、〇二五	表面ニ白点発ノ二分ノ一白点ノ点部少シ生ス	白点発ス	変化ナシ	変化ナシ
同	三、〇	同	同	同	同
同	五、〇	同	同	同	同
同	一、〇	同	同	同	同
酸	三、〇	同	同	同	同
同	五、〇	同	同	同	同
同	一、〇	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ
同	〇、五	同	同	同	同
同	〇、二五	同	同	同	同
同	〇、〇五	同	同	同	同
同	〇、〇二五	全面白ク霧ノ如シ薄黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル
硫化亞鉛	〇、二五	全面淡白ク張ル	全面白ク黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル
同	〇、五	同	同	同	同
同	一、〇	同	同	同	同
燐酸ソーダ	一、〇	全面白ク三分ノ二ノ部ハ白ク三分ノ一ノ部ハ黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	三、〇	面ノ半ハ白ク半ハ黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	五、〇	少シク白ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	一、〇	白ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
硫酸ソーダ	三、〇	生ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	五、〇	白点多シ、黒ク張ル	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	一、〇	同	一部白ノカヒ黒ク変ス	粉末分ノ一位白カビ黒ク変ス	三分ノ二位白カビ黒ク変ス
防腐剤ヲ加ヘサルモノ	五、〇	同	同	同	全面カビ黒ク変ス

四、糊ノ調合

捺染糊中ニハ種々ノ薬品ヲ要スルモノニシテ夫々一定ノ作用ヲ有スルモノナリ即左ノ如シ

一、染料ト化合シテレーキヲ生スルモノ

二、染料ト薬品トノ化合スルコト暫時防グルモノ

三、染料薬品ノ吸ヲ良好ナラシムルモノ

四、染料ト機械ノ吸引力ヲ増サシムルモノ

五、染料ヲロク溶解セシムルモノ

薬品ト染料トハ互ニ相過及不ナキヲ要スヘシ若シ一方多過ルトキハ染着ル宜シカラザルノミナラス染際ニ不鮮明ヲシムルモノナリ又同種類ノ染料ハ大抵同様ノ方法分量等ニヨリ糊ノ調合各種異中主要ナル染料ヲ用ヒ絹布ニ試驗シタル成績次ノ如シ

(1) 直接染料

甲法　糊……一〇〇、染料……三
乙法　糊……一〇〇、染料……三
丙法　糊……一〇〇、染料……三
丁法　糊……一〇〇、染料……三

捺染成績表

防腐剤	分量（%）	二日目	五日目	七日目	十日目
石炭酸	一、〇	赤	赤	赤	赤
	〇、五	青	青	青	青
ザリチル酸	一、〇	九、五	九、五	九、五	九、五
	〇、五	九、五	九、五	九、五	九、五
ホルマリン	一、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
	〇、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
昇汞水	一、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
	〇、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
醋酸	五、〇	九、〇	九、〇	九、〇	九、〇
	一、〇	九、〇	九、〇	九、〇	九、〇
酸	三、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇
	一、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇
同	五、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇
同	一、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇
同	〇、五	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ
同	〇、二五	同	同	同	同
同	〇、〇五	同	同	同	同
同	〇、〇二五	表面ニ白点発ノ二分ノ一白点ノ点部少シ生ス	白点発ス	変化ナシ	変化ナシ
同	三、〇	同	同	同	同
同	五、〇	同	同	同	同
同	一、〇	同	同	同	同
酸	三、〇	同	同	同	同
同	五、〇	同	同	同	同
同	一、〇	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ
同	〇、五	同	同	同	同
同	〇、二五	同	同	同	同
同	〇、〇五	同	同	同	同
同	〇、〇二五	全面白ク霧ノ如シ薄黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル
硫化亞鉛	〇、二五	全面淡白ク張ル	全面白ク黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル	全面白ク黒ク張ル
同	〇、五	同	同	同	同
同	一、〇	同	同	同	同
燐酸ソーダ	一、〇	全面白ク三分ノ二ノ部ハ白ク三分ノ一ノ部ハ黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	三、〇	面ノ半ハ白ク半ハ黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	五、〇	少シク白ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	一、〇	白ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
硫酸ソーダ	三、〇	生ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	五、〇	白点多シ、黒ク張ル	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス	全面白ク黒ク変ス
同	一、〇	同	一部白ノカヒ黒ク変ス	粉末分ノ一位白カビ黒ク変ス	三分ノ二位白カビ黒ク変ス
防腐剤ヲ加ヘサルモノ	五、〇	同	同	同	全面カビ黒ク変ス

(2) 塩基性染料

甲法　染料……二、五
醋酸3%……六
乙法　染料……二、五
醋酸3%……一、〇
丙法　染料……一、〇
醋酸3%……二、五
丁法　染料……二、五

右法ニヨリ印花乾燥シ四十分間蒸シテ洗フルモノ成績左ノ如シ

	甲	乙	丙	丁
染料ノ種類	甲	乙	丙	丁
赤（ダイアミンスカーレットB）	三	二	一	二
青（レノールブルー10B）	二	一	二	二
黄（ダイアミンフラストエローB）	一	二	三	二
赤（ローダミンB）	三	一	四	二
青（メチレンブルーTA）	四	一	三	二
黄（ナフラフラビンTA）	三	一	四	二

右法ニヨリ印花乾燥シ四十分間蒸シテ洗フルモノ成績左ノ如シ

(3) 酸性染料

甲法　糊……一〇〇、染料……三
醋酸3%……六
乙法　糊……一〇〇、染料……三
醋酸3%……一、〇
グリセリン……二
酒石酸……二
丙法　糊……一〇〇、染料……三
醋酸3%……二、五
燐酸ソーダ……二
丁法　糊……一〇〇、染料……三
醋酸3%……二、五
燐酸ソーダ……二

右法ニヨリ印花乾燥シ四十分間蒸シテ洗フ、成績左ノ如シ

但乙法ハ蒸後水一〇〇〇分中ニ赴酒石三分ヲ含ム攝氏三〇—四〇度ノ液ニ三分間通シテ洗フ

染料ノ種類	甲	乙	丙	丁
赤（ローダミンB）	三	二	一	二
青（メチレンブルーTA）	三	一	一	二
黄（ナフラフラビンTA）	四	四	四	二

© Kyozomekai

●講習會　講習筆記前號の續き

染織學校教諭　堀田豐治氏の講演

○捺染糊ノ調合

（十七十八頁ニ渉ル）

青酒厚紙捺染ノ原糊ノ原料トシテ用フルモノハ糯粉、粳粉、精米粉、米糠、等ニシテ小麥粉、生鉄、豆素、血精蛋白、ナトモ時ニ用フル事アリ

糯粉、粳粉、……糯又ハ粳ヲ玄米ノマヽ粉末トナシタルモノニシテ左ノ成分ヲ有ス

種別	水分	灰分	蛋白質	繊維素	脂肪
糯	一、四三	九、〇〇	八、五	〇	三、二
粳	一、四三	九、〇〇	八、六	〇	七、二、九

糯ノ粳ヨリモ粘着性強キハ糯ノ穀粉ハ粳ノ穀粉ハ化學反應ヲ異ニシ其目モ遇ルモ濃青色トナラズ稍紫青色ヲ呈シ「アミロデキストリン」ノ存スルコトヲ知リタリ

精米粉ハ粳ノ玄米ヲ輕ク搗キテ一度篩ヲ去リ再ビ搗キテ白米トナリタル際ニ得タル所ノ粉末トノ混合物ナリ其混合ノ割合一定セサレトモ概ネ七分粉米三分位ノモノ

米糠＝比較的多量ノ脂肪質ヲ含ム故基性染料又ハ丹礬酸ト化合シテ不溶性ニ成リ無益ニ消費セシムルヲ以テ特ニ新レキモノハ此性強キカ故ニ可成古キモノヲ用フヘシ可ナリ成分次ノ如シ

米糠	水分	灰分	蛋白質	繊維素	炭水化物	脂肪
	一、一三	一、四	一三、〇	六、八	四、二	一五、二

小麥粉＝小麥ノ粉末ニシテ引落糊ニ用フ成分次ノ如シ

種類	水分	灰分	蛋白質	繊維素	炭水化物	脂肪
内地製	一五、〇〇	〇、六〇	一一、七〇	〇、八〇	七四、三〇	一、〇〇
英國製	一三、〇〇	〇、七〇	一〇、五〇	〇、七〇	七四、三〇	〇、八〇

生鉄＝小麥ノ澱粉ニシテ二、一—五ベルセントノ水分ト〇、五—一セントノ灰分ヲ含ム攝氏凡六十度以上ニ熱スレハ膨脹シテ外皮ヲ破リ粘性ヲ呈スベシ而シテ加熱强キニ過グルトキハ次第ニ粘力ヲ減スベシ

「アルカリ」性強キ捺染糊ノ原糊ヲ作ルニ用フ

豆素＝大豆ノ脂肪質ヲ去リ粉末トナシタルモノナリ多量ノ蛋白質ヲ含ム居ルヲ以テ蛋白ノ代用トナスコトヲ得、大豆ノ成分次ノ如シ

水分	蛋白質	脂肪質	可溶無窒素物	繊維素	灰分
一、一、九二	三七、五一	一七、二三	二五、三八	七、五一	三、六九
一、一、三四	三五、一一	一六、九八	二六、一八	五、八八	四、五一

血精蛋白＝肩通牛ノ血液ヨリ製ス新鮮ナルモノハヨク水ニ溶解スト雖モ永ク空氣ニ曝シ置クトキハ不溶解性トナリ又熱シテ攝氏七〇—七五ニ達セシムレハ凝固シ不溶解性トナルヘシ又其溶液中ニ酒精、エーテル、タンニン酸、强キ無機酸類若クハ金屬ヲ加フレハ沈澱ス顔料ノ捺染又ハ染料ノ澄出ヲ防グニ用フ

二、腐敗

有機体カ或ル他ノ有機生活体ノ働作ニヨリテ受クル化學的變化ヲ腐敗、醗酵、腐敗、朽敗ノ三種アリ

醗酵＝醗酵素ノ介助ニ依リ有機質カ分解セラレ或他ノ物体ヲ生ズルトキハ其作用ヲ醗酵トイフ

醗酵素ハ又之ヲ酵母トモイフ、發芽菌類ナリ而シテ其少量ニ或有機体ノ多量ヲ分解スルモノナリ

腐敗＝含窒素有機化合物殊ニ蛋白質カ分裂細菌即「バクテリア」ノ作用ニヨリテ分解ヲ起シ惡臭ヲ發スルモノヲ云フ

朽敗＝腐敗ノ際中間物トシテ生スル分解產物カ或醗酵素ノ共働作用ヲ受ケ大氣ノ酸素ニヨリテ徐々ニ其最終ノ生成物即炭酸瓦斯、水、「アンモニア」若クハ硝酸ニ變化スルナイフ、此作用ハ細菌類ニヨリテ誘起セラルヽモノナリ

腐敗、朽敗、モ亦廣義ニ於ケル醗酵ニシテ從テ「バクテリア」及黴菌モ亦廣義ニ於ケル醗酵素ノ一ナリ

醗酵或ハ腐敗ニ於ケル必要ナル條件＝左ノ如シ

一、大氣ノ存在、菌類芽胞ノ傳達ヲ媒介スルモノナリ一旦分解ヲ起セバ之ヨリ大氣ノ流通ヲ絶ツモ可ナリ

二、水ノ存在、

三、零度以上、百度以下ノ温度、零度ニハ發育繁殖セス百度以上ニ達スレハ撲滅セラル

四、防腐剤ノ存在セサルコト

防腐＝防腐剤ノ作ヲ構成スル蛋白質ハ種々ノ薬品ニ遇ヒハ凝固シ其作用ヲ失フニ至ルヘシ、日的ニ用ヒラル、薬品ヲ防腐剤（又ハ消毒剤）トイフ主ナル防腐剤ハ石炭酸、ザリチル酸、ホルマリン、昇汞、硫酸、醋酸、燐酸ソーダ、硫酸ソーダ、硫化亞鉛、ホルマリン、

© Kyozomekai

柞蠶ハ「アンセリア、ペンニ」ヨリ得タルモノナリ

一、物理的及化學的性質

色

一、鴉

二、普通ノ絹絲ニ比シ絲質硬ク且ツ粗造ナリ

三、機織ノ直經普通絹絲〇、〇一八「ミリメートル」ナレドモ柞蠶絲ノ平均直經〇、〇五二「ミリメートル」

四、顯微鏡ニテ視ルニ固ヨリ一本ノ二本纖維ヨリ成立スル如クナレドモ適當ニ處理スル時ニハ六ノ一本ノ小纖維ニ分離セシメル事ヲ得ベシ

五、纖維ハ「フィブロイン」ヨリ成レドモ「セリシン」ヲ含マズ

六、脂肪、蠟質、「タンニン」酸質、「カルシウム」及「ナトリウム」遠ヲ不純物トシテ含有ス

七、灰分　五、三四「パーセント」

八、灰分中ニハ曹達加里分四四一三「パーセント」ヲ含有ス

九、灰分中ニハ石灰分ヲ一三、三二「パーセント」ヲ含有ス

一〇、纖維ノ主成分ハ普通絹絲ニ等シク炭素、水素、窒素及酸素ヨリ成ル

一一、雪性曹達一〇「パーセント」液ニテ沸騰スルニ普通絹絲ノ容易ニ溶解スルニ柞蠶絲ハ相當ノ時間ヲ要ス

一二、雪性曹達一〇「パーセント」液ニテ沸騰スルニ普通絹絲ノ容易ニ溶解スルニ柞蠶絲ハ四八時間後ニ溶解ス

一三、硫酸（比重一、一六）ニテ普通絹絲ノ容易ニ溶解スルニ柞蠶絲ハ四八時間後ニ溶解ス

一四、硫化亞鉛溶液ニテ普通絹絲ノ容易ニ溶解スルニ柞蠶絲ハ或ル時間ノ後ニ溶解シ始ムルモ完全ニ溶解スルコト困難ナリ

一五、「クロム」酸ニテ普通絹絲ノ容易ニ變化スルニ柞蠶絲ハ徐々ニ變化シ始ムルナリ

一六、「ヨウド」ヨウ化カリウム　二一、三三「パーセント」

一七、温湯ニ溶解スル部分　〇、九一

「エーテル」ニ溶解スル部分　〇、〇八

石鹸液（一「パーセント」液）　二六、四九

一八、支那産柞蠶ト印度産柞蠶トヲ練成ヲ比較スルニ永ノ如シ

	支那柞蠶	印度柞蠶
湯ニテ洗滌	一三、七「パーセント」	二
石鹸ニテ處理	九「パーセント」	一

二、精練及漂白法

一、精練劑

番號	精練劑	分量	温度	時間
一	マルセール石鹸	三〇「パーセント」	獵氏九〇度	二時間
二	洗曹	一〇	同	同
三	重炭酸曹達	一〇	同	同
四	硅酸曹達	五	同	同
五	マルセール石鹸	二	同右	同右
六	洗曹	二	同右	同右
七	重炭酸曹達	二、五〇	同右	同右

二、精練方法ノ一

第一工程　水洗

第二工程　温湯中ニテ三十分間浸漬

第三工程　硫酸（一ヲアル一度）液ニ六時間浸漬

第四工程　水洗

第五工程　「マルセール」石鹸二〇「パーセント」硅酸曹達二「パーセント」ヲ使用シ獵氏九十度ニテ二時間處理

第六工程　洗曹達一〇ヲ温湯二升ニ溶解シ洗滌

第七工程　同　上

第八工程　温湯ニテ充分洗滌

第九工程　第五工程ニ使用セシ藥品ノ各半量ヲ用ヒ同樣ニ一時間處理シタル後第六、第七、第八工程ヲ行ヒ乾燥ス

三、精練方法ノ二

第一工程　洗曹達一〇〇〇ヲ水二升中ニ溶解シ温液トナシ三十分間浸漬

第二工程　水洗

第三工程　石鹸三〇「パーセント」ヲ使用シ獵氏七〇度ニテ三十分間處理

第四工程　洗曹達一〇ヲ水二升中ニ溶解シ洗滌二回行ヒタル後充分水洗

第五工程　硫酸一〇「パーセント」ヲ用ヒ冷液ニテ十分間浸漬シ充分洗滌

四、漂白法ノ一

第一工程　「ロンガリット」C五「パーセント」使用シ獵氏九〇度ニテ一時間處理シ水洗

第二工程　「プランキット」一五ヲ水一〇升中ニ溶解シ冷液ニテ復乃至浸漬シ水洗

第三工程　過酸化曹達六「パーセント」硫酸「マグチシア」九「パーセント」ヲ使用シ獵氏七〇度ニテ四時間浸漬シ充分洗滌

五、漂白法ノ二

第一工程　過酸化水素二升ヲ水三升中ニ加ヘ更ニ硅酸曹達（トリノ三三度）五合ヲ加ヘ獵氏六〇度ニ於テ四時間浸漬シ水洗

第二工程　蓚酸五ヲ水一〇升中ニ溶解シ獵氏六〇度ニ於テ四時間浸漬シ水洗

第三工程　「プランキット」五ヲ水一〇升中ニ溶解シ一八時間浸漬シ水洗

六、漂白法ノ三

第一工程　過酸化曹達一二「パーセント」硫酸「マグチシウム」三「パーセント」ヲ使用シ獵氏七〇度ニ於テ五時間浸漬シ水洗

第二工程　過酸化曹達六「パーセント」硫酸「マグチシウム」一五「パーセント」ヲ使用シ獵氏七〇度ニ於テ三時間浸漬シ水洗

第三工程　蓚酸一〇ヲ水一〇升中ニ溶解シ獵氏七〇度ニ於テ四時間浸漬シ水洗

第四工程　「プランキット」一〇ヲ水一〇升ニ溶解シ冷液ニテ四時間浸漬シ後獵氏六〇度ト一時間半浸漬シ水洗

七、漂白法ノ四

第一工程　過硼酸曹達七ヲ水八合中ニ溶解シ「ロード」油五ヲ計リテ加ヘ後硫酸「マグチシウム」五ヲ水八合中ニ溶解シ添加ス此ノ溶液ヲ獵氏九〇度トナシ一時間浸漬シ水洗

第二工程　水一〇升中ニ醋酸五〇ヲ溶解シ五―六回繰リ返シ水洗

第三工程　過硼酸曹達五ヲ過酸化曹達一ヲ「ロード」油五ヲ及硫酸「マグチシウム」五ヲ水一

第四工程　「ロード」油ハ纖維ニ附着シ居ル時ニハ「アムモニア」二五ヲ水一〇升中ニ加ヘ獵氏七〇度ニ於テ一時間處理シ水洗

八、漂白法ノ五

第一工程　挪子油「ペンセン」石鹸一二〇ヲ水二斗五升二合中ニ溶解シ後過硼酸曹達一八―二四ヲ加ヘ獵氏六〇―七〇度ニ於テ三―六時間浸漬シ水洗

第二工程　水一〇升中ニ過酸化水素六―一〇合ヲ加ヘ後「アンモニア」ヲ加ヘテ扇ヲアルカリ性トナシ温液ニテ三―四時間浸漬シ水洗

第三工程　蓚酸一二〇ヲ水二斗五升二合中ニ溶解シ獵氏七〇度ニ於テ三―四時間浸漬シ水洗

第四工程　「ハイドロサルフライト」微粉末一二〇ヲ水二斗五升二合中ニ溶解シ獵氏三〇度ニ於テ二―二四時間浸漬シ洗滌後出來ル丈冷所乾燥ス

三、染色法

一、直接木綿染料

番號	染料名	分量	温度	時間
一	石灰	二五ヲ一〇升	獵氏九〇度	二時間
二	水	二〇ヲ一〇升	同	同
三	醋酸	〇、〇四升	同	同
四	硫酸（三〇倍）	〇、八升	同	同
五	水	〇、六升	同	同
六	硫酸	〇、六升	同	同
七	水	一〇升	同	同

二、直接木綿染料（染色）

番號	染料名	分量	温度	時間
一	ダイアミンカーレットB	四、五「パーセント」	獵氏九〇度	二時間
二	同ファーストオレンチS	三	同	同
三	同ファーストエローB	三	同	同
四	同ダイアミンスカイブルーFF	三	同	同
五	同ファーストブラックB	三	同	同
六	同ファーストスカレットKB	三	同	同
七	同ファーストエローN	三	同	同
八	同ファーストブルーBA	三	同	同
九	同ファーストブラックB	三	同	同
一〇	同ファーストエローN	三	同	同
一一	同ファーストスカレットKB	三	同	同
一二	同ファーストエローN	三	同	同

三、直接木綿染料

番號	染料名	分量	温度	時間
一	黄色ダイレクトエローN	一、〇	獵氏九〇度	二時間
二	赤色ダイレクトスカレット	二、〇	同	同
三	橙色ダイレクトオレンチ	二、〇	同	同
四	黄色ダイレクトエローG	二、〇	同	同
五	紅色ダイレクトローズ	二、〇	同	同
六	紫色ダイレクトバイオレット	二、〇	同	同
七	紺色ダイレクトブルー	二、〇	同	同
八	黒色ダイレクトブラック	二、〇	同	同
九	灰色ダイレクトグレー	二、〇	同	同
一〇	黄色ダイレクトエローN	二、〇	同	同
一一	赤色ダイレクトスカレット	二、〇	同	同
一二	紫色ダイレクトバイオレット	二、〇	同	同

四、酸性染料

番號	染料名	分量	温度	時間
一	黄色ビアンスラサイトエルロKO	五	獵氏九〇度	二時間
二	緑色アンスラサイトスカレットKB	五	同	同
三	紫色ワナシルバイオレットB	五	同	同
四	青色サイアナンスローンBA	四	同	同
五	黒色（灰色）ブリ、アントブラックB	八	同	同
六	黒色（灰色）アンラドブラック	五	同	同

五、「エオシン」及「ローダーン」類

番號	染料名	分量	温度	時間
一	紅色エオシンNG	一	獵氏九〇度	二時間
二	紅色ローダーンG	一	同	同

六、酸性媒染染料

番號	染料名	分量	温度	時間
一	赤色パラチン、グロム、レッドB	五	獵氏九〇度	二時間
二	赤色アンスラキノン、グロム、レッド	五	同	同
三	黒色（灰色）アンスラキノン、ブラック	八	同	同

七、媒染々料

番號	媒染々料	分量	温度	時間
一	水	一〇升	獵氏九〇度	二時間
二	水醋酸	〇、〇四升	同	同
三	水練藍汁	〇、〇四升	同	同
四	水明礬	一〇升	同	同
五	水硫酸銅	一〇升	同	同
六	水重クロム酸カリ	一〇升	同	同
七	水芒硝	一〇升	同	同
八	水石灰	一〇升	同	同

助劑ノ種類

一、中性浴、

二、水醋酸　〇、〇四升　一〇升

三、水練藍汁　〇、〇四升　一〇升

以上ノ三種浴ニテ「アルーナ」媒染、クロム媒染ナナシタル絲ヲ「アリザリン」赤及「アリザリンブルー」SWニテ用シ染色セシニ第三練汁ト醋酸ヲセシモノ適當ナリト認ム

八、各種染料ニ適當ナル助劑

一、直接木綿染料ニハ芒硝ト醋酸

二、直接木綿染料ニハ芒硝ト醋酸

三、酸性染料ニハ醋酸

四、「エオシン」及「ローダーン」類ニハ醋酸ト練汁

五、酸性媒染々料ニハ鹽酸

六、媒染々料ニハ醋酸ト練汁

九、ログウード黒染

第一工程　硝酸鐵（一ヲアル）四〇度液ニ一時間浸漬

第二工程　洗滌

第三工程―第十工程　第一工程及第二工程ヲ繰リ返ス

第十一工程　石鹸、五ヲ水二升中ニ溶解シ沸騰セシメ暫時浸漬シ後水洗

第十二工程　黄血塩二〇「パーセント」及硫酸一〇「パーセント」ヲ使用シ獵氏六五度ニ於テ三十分間浸漬シ後更ニ硫酸一〇「パーセント」ヲ加ヘ一時間處理シ後水洗

第十三工程　「ヌマック、エキス」ヲ水ニ溶解シ「トリアル」四度トナシ獵氏六五度ニ於テ一時間浸漬

第十四工程　木醋酸鐵「トリアル」一二度液ヲ獵氏五〇度トナシ浸漬シ絞リテ乾燥シ水洗

第十五工程　「ログウード、エキス」ヲ水ニ解溶シ「トリアル」八度トナシテ染浴ヲ準備シ石鹸二五「パーセント」ヲ添加シ獵氏七〇度ニ於テ一時間染色シ水洗

第十六工程　石鹸五ヲ水二升中ニ溶解シ沸騰セシメテ暫時處理シ後充分洗滌

一〇、「ワヤナス」染料　黒及紺色染法

© Kyozomekai

黒　色　分量
ロヤナス、ブラック　一〇パーセント　ロヤナス、ダーク、ブルーB　一〇パーセント
ロヤナス、エルローB　二、
酢　酸　二、
酪　酸　二、
終り

●捺染糊ノ調合ニ就テ　染織學校教諭堀田豐治氏ノ十七十八両日ニ渉ル講演ノ記事アルモ紙面ノ都合ニヨリ本號ニ掲クル能ハズ次號ニ掲載スルヲ以テ必讀セフレタシ

第十四　其他現行法中の不備を補正すること
其主要なる事例左の如し
一　組合員總會（若くは代議員會）及評議員會の組織權限を明定すること
二　組合員の業態の稟順を擴張する際に於ける同意者の割合（三分の二）に關する事項を明規すること
三　檢査員の檢査施行に關する權限例へば分析又は鑑定の爲物品の一部を收去すること等を得ること等の明記し檢査の施行を容易ならしむること
四　組合は組合員の違約品に對する處分も單に役員に止まらず「之を破毀し其他必要の處分を爲すことを得る」こと、すること
五　定款記載の事項を施行規則中より法律中に移すこと
六　其他現行法は規定中他の法律の規定を相照應せざる點も更正すること
第十五　本法施行の際現在せる同業組合は本法に依り設置したるものと見做すこと
●練物部講習會　本會は講師の都合により昨日開會日を開催せざりしが去る十六日より組合事務所に於て染織に係る講習會開催せり初日は作蠟精練及漂白等の講演ありたるにより當業者は同講演を聽講すること、し二十余名出席聽講せり本期講演の詳細は前項の如くなれば熟覧せられたし
●徒弟競技會　下書彩色部第七回徒弟競技會褒賞授與式は本月二十日組合事務所に於て開催す
本回の出品は百七十八点にして審査の結果内優秀のもの五十四点を選拔し之に授賞したりしが其成績は前回に比し著て進歩の著しきを認むるものゝ如し賞も受賞者に向一所の奮勵を希むものなりし而して當日臨席せられたる重なる來賓は香川京都府事務官補、永元府屬、宮田市勧業課長、古谷市書記、西池商業會議所書記長、金子染織學校長、各新聞記者、及組合役員等なり午前十時三十分開會式の次第左の如し
一　振　受賞者着席
二　開　組合役員着席
三　開　來賓着席
一　會頭組長の會長式辞

一　審査長金子萬壽氏審査報告
一　市長代理富田課長授賞
一　西池商業會議所書記長賞金授與
一　知事告辞香川事務官代讀
一　市長告辞富田課長代讀
一　商業會議所會頭告辞西池氏代讀
一　郡長太郎兵衛氏代讀
一　受賞者總代坪田清次答辞
終て午前十一時三十分閉會す

市長　答辞
京都染物同業組合ハ下書彩色模様染部第七回徒弟競技會ヲ開キ徒弟諸氏ガ平素勤勉ノ成績ヲ表示シ更ニ進ンデ之ガ改善ノ工夫ヲ企圖スルアランコトヲ願フニ寔ニ本染物業ハ古來海内ニ超絶スル所ナリト雖モ時勢ノ進歩ニ伴ヒ好ノ向上ハ特ニ人智ノ發揮スル同時ニ科學的研究ニ努ヲ俟ツベキ所ニシテ之レ本會ノ開催セラルルモノ即チ之レ本會ノ開催セラルルニ際シテハ以ニ改善發達ハ一ニ諸子ガ双肩ニ懸ル所ニシテ云フベシ願ハクハ能クコノ責任ノ有リ所ヲ自覺シ自今一層奮勵益々斯業ノ名聲ヲ發揚スルニ努メンコトヲ式ニ臨ミ一言之ヲ告グ

大正元年九月二十日
京都市長従四位勲三等　川上　覆靖

商業會議所會頭告辞
同業組合設置ノ目的ハ産業ノ統一品種ノ精撰ヲ計リ内外貿易ノ隆昌ヲ期スルニアルハ敢テ予ガ贅言ヲ要セザルトコロナリ然レドモ翻テ其實況ヲ窺フニ寔ニ目的ニ適ヒ我産業ニ稗益スル者甚稀ナルガ我染物組合ノ如キ事業ノ範圍多岐ニ亘リ經營ノ途困難ナルニ拘ハラズ組合員ノ協力徒弟ノ健稟ニ自治精神ニ則リ組織ヲ保チ、アルハ大ニ多トスルニ足ル特ニ京染ノ名年々各部第七回競技會ヲ開クコト實ニ六回本日亦茲ニ第七回競技會ヲ開キ斯業先輩ノ審査ヲ經テ優秀者ニ褒賞ヲ授與サレシト其數五十有餘名何レモ後進有爲ノ士トシテ他ノ模範タルニ資スル所多シ改良ヲ加ヘ以テ斯業ノ隆盛ヲ期スルコトハ予カ信ジテ疑ハザルトコロナリ區區タルヘキハ予カ信ジテ疑ハザルトコロナリ區區タル本組合ノ精神ト先輩ノ努力トニ鑑ミ益々斯業ノ振興ニ奮勵アランコトヲ式ニ臨ミ所感ヲ叙ベテ告辞トス

大正元年九月二十日
京都商業會議所會頭　濱岡　光哲

郡長　答辞
知事市長両閣下ハ告辞ヲ賜ハリ本會當事者及ビ受賞者ヲ訓戒セラル又商業會議所ハ受賞者ニ若シ特ニ賞品ヲ下付シテ大奬勵ノ法ヲ講ズルアリ本會ニ於テモ今日之ニ倣ヒ我相共ニ戒飭シテ斯業ノ益々隆盛ニ赴ク所アランコトヲ願フ

大正元年九月二十日
京都郡長　石田喜兵衛

本日此式ニ於テ知事市長両閣下ハ告辞ヲ賜ハリ本會當事者及ビ受賞者ヲ訓戒セラル又商業會議所ハ受賞者ニ若シ特ニ賞品ヲ下付シテ大奬勵ノ法ヲ講ズルアリ本會ニ於テモ今日之ニ倣ヒ我相共ニ戒飭シテ斯業ノ益々隆盛ニ赴ク所アランコトヲ願フ

一第七回經部徒弟競技會
同　七十三人
一第四回紋模様糊置部徒弟競技會
同　百廿四人
一第六回下書彩色模様染徒弟競技會
同　四十人
一第一回形彫部徒弟競技會
同　百一人
一第三回牛衿形付區競技會
同　廿四人
受賞數五百〇一人

六、染物試驗所
新輸入染料の試驗又は組合員より提出する加工品試驗又は鑑定其他染法質問研究事件等を集ぐれば左の如し

一染色方法	十五件
一染色變褪試驗	十八件
一生地脆弱に係る原因試驗	卅五件
一染色の半香	卅一件
一染料試驗	二百十一件
一其他雑件	五十件
計	三百廿五件

七、染物補習學校
本年入學者百二十人之を甲乙二種に別ち甲組に屬するもの四十三人乙組に編入せしものの七十七人なり置して授業日數百三十五日出席平均數八十三人本期卒業者六十四人なり

八、博覧會
本年春季に於ける創立四十年紀念博覧會の開催に賛同し各部に出陳整備の結果出品人員百二十一人此出品点數一千二百五十点にして受賞者八十四人なり内譯左の如し

金牌	五人	銀牌	二十三人
銅牌	二十七人	褒状	二十九人

九、組合員々數
本年は營業不振狀態にも拘はらず年末現在に於て組合は到表の如く三千〇三十一戸にして前年に比し六十二戸を増加せし如きも内行衛不明に屬するものもあるも正當の手續をなし居らざるを以て現在數に加へ置きたるものなり實際數を前年に比せば十七戸を増加せしのみは全く營業不振の結果を視るべし

十、組合の工況
本年は春來一般營業不振狀態にして夏物仕入時機の到來するも活氣を認めず依然持合の〻あるは米價騰貴等のため都市の購買力を減殺せしと且つ地方金融の豊富なるに反し注文掛々しからざるは一般の警戒心より買入手控に據る結果と視るべし各部に於ける狀況就れも大同小異にして不況範圍を脱せず年内に於ける産額を畢ぐれば則ち左の如し

京都染物同業組合員々數表
（四十四年末現在）

業名	四十三年末現在組合員數	四十四年新入者數	四十四年廃業者數	四十四年末現在
友禅	五九	四	三	五〇
下書彩色模様染	三一	四	三	三二
茶染	一六五	八	八	一六五
形彫	二三五	七	七	二三五
型染	二二	二	二	二二
紋模様糊置	一七五	六	三	一七八
紫染	四九	三	三	四九
灰汁冊	一二	〇	〇	一二
張物	一七〇	九	〇	一七九
浸落	一三〇	九	一	一三八
糸綛色染	一二八	五	一	一二九
糸綛黒染	八	〇	〇	八
洗色抜	四	〇	一	四
絲縅	三	一	〇	三
引染	九五	一	三	九五
糸撚	八	〇	八	八
艶打	九七	四	七	九七
上書	一四五	二	五	一四二
物	二〇〇	一	五	一〇〇
中形	四	〇	一	四
小紋染	二〇〇	二	一	二〇〇
手拭幕縅	八	〇	一	八
喜地紺染	五	一	一	五
正紺染	三九	二	二	三九
紺染	一一七	〇	三	一一四
白	二〇	〇	一	二〇
生壁紺染	一一	〇	一	一一
紅染	四四	一	〇	四四

京都染物同業組合月報

公示

公示第二十六號
左記ノモノ貴下友禅部徒弟ニ登録ス
大正元年十月廿五日
京都郡染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友禅部員吉井六一徒弟　竹岡繁次郎
同　人　徒弟　津田吾次郎
形彫部員三野愛之助徒弟　宮田源六
同部員山口巳之助徒弟　北村金次郎
上書部員悠須賀之助徒弟　富永元吉
同　人　徒弟　建部彦三郎

公示第二十七號
左記ノモノ手續ヲ了セリ此旨公示ス
大正元年十月廿五日
京都郡染物同業組合
組長　石田喜兵衛

糸綛色染部員小平鳴次郎徒弟　山口種雄

公示第二十八號
左記ノモノ解雇ニ於テ解使スルコトヲ停止ス
大正元年十月廿五日
京都郡染物同業組合
組長　石田喜兵衛

紅染部員前田嘉吉徒弟　山田重三郎

雑報

京都染物同業組合四十四年事蹟概要

本年中當事務所に於て取扱たる事務及事蹟の概要を擧ぐれば左の如し
一、組合加入者取締に係る件
新規同業者にして出所加入手續を爲せしもの又は加入すべき義務者にして其手續を怠り居るもの組合書記巡視の際發見懇諭の結果加入手續を了せしもの百五十二件
二、職工徒弟の取締
職工徒弟の新規雇入登記及年期満了、示談解雇、脱走に係る雇入停止又は脱走者同牧處分等に係るもの三百八十件
三、部會及工賃標準價格改良
原料騰貴の結果は工賃最低價格標準改定の必要を促し部會を開催し之が改定をなし且之に關する實行規約を制定し及之に伴ふ應務數を畢ぐれば八十五件
四、職工徒弟奬勵及成績
職工徒弟の奬勵法により一月に於て褒賞狀及修業狀授與の式を擧げたり之に關する取扱事務は貳百五拾件受証數七十五人内修業者五十一人受賞者廿四人なり
五、競技會
職工徒弟技術の進歩を謀る目的を以て當所に於て褒賞授與式を擧げ且つ式後一般の縱覧に供せしもの左の如くにして之に關する事務件數は五百八十件
一第百五十回紀念競上書徒弟共進會
授賞者　百四十四人
一第七回經部徒弟競技會
同　七十三人
一第四回紋模様糊置部徒弟競技會
同　百廿四人
一第六回下書彩色模様染徒弟競技會
同　四十人
一第一回形彫部徒弟競技會
同　百一人
一第三回牛衿形付區競技會
同　廿四人
受賞數五百〇一人

六、染物試驗所
新輸入染料の試驗又は組合員より提出する加工品試驗又は鑑定其他染法質問研究事件等を集ぐれば左の如し

一染色方法	十五件
一染色變褪試驗	十八件
一生地脆弱に係る原因試驗	卅五件
一染色の半香	卅一件
一染料試驗	二百十一件
一其他雑件	五十件
計	三百廿五件

七、染物補習學校
本年入學者百二十人之を甲乙二種に別ち甲組に屬するもの四十三人乙組に編入せしもの七十七人なり置して授業日數百三十五日出席平均數八十三人本期卒業者六十四人なり

八、博覧會
本年春季に於ける創立四十年紀念博覧會の開催に賛同し各部に出陳整備の結果出品人員百二十一人此出品点數一千二百五十点にして受賞者八十四人なり内譯左の如し

金牌	五人	銀牌	二十三人
銅牌	二十七人	褒状	二十九人

九、組合員々數
本年は營業不振狀態にも拘はらず年末現在に於て組合は到表の如く三千〇三十一戸にして前年に比し六十二戸を増加せし如きも内行衛不明に屬するものもあるも正當の手續をなし居らざるを以て現在數に加へ置きたるものなり實際數を前年に比せば十七戸を増加せしのみは全く營業不振の結果を視るべし

十、組合の工況
本年は春來一般營業不振狀態にして夏物仕入時機の到來するも活氣を認めず依然持合の〻あるは米價騰貴等のため都市の購買力を減殺せしと且つ地方金融の豊富なるに反し注文掛々しからざるは一般の警戒心より買入手控に據る結果と視るべし各部に於ける狀況就れも大同小異にして不況範圍を脱せず年内に於ける産額を畢ぐれば則ち左の如し

京都染物同業組合員々數表
（四十四年末現在）

業名	四十三年末現在組合員數	四十四年新入者數	四十四年廃業者數	四十四年末現在
友禅	五九	四	三	五〇
下書彩色模様染	三一	四	三	三二
茶染	一六五	八	八	一六五
形彫	二三五	七	七	二三五
型染	二二	二	二	二二
紋模様糊置	一七五	六	三	一七八
紫染	四九	三	三	四九
灰汁冊	一二	〇	〇	一二
張物	一七〇	九	〇	一七九
浸落	一三〇	九	一	一三八
糸綛色染	一二八	五	一	一二九
糸綛黒染	八	〇	〇	八
洗色抜	四	〇	一	四
絲縅	三	一	〇	三
引染	九五	一	三	九五
糸撚	八	〇	八	八
艶打	九七	四	七	九七
上書	一四五	二	五	一四二
物	二〇〇	一	五	一〇〇
中形	四	〇	一	四
小紋染	二〇〇	二	一	二〇〇
手拭幕縅	八	〇	一	八
喜地紺染	五	一	一	五
正紺染	三九	二	二	三九
紺染	一一七	〇	三	一一四
白	二〇	〇	一	二〇
生壁紺染	一一	〇	一	一一
紅染	四四	一	〇	四四

©Kyozomekai